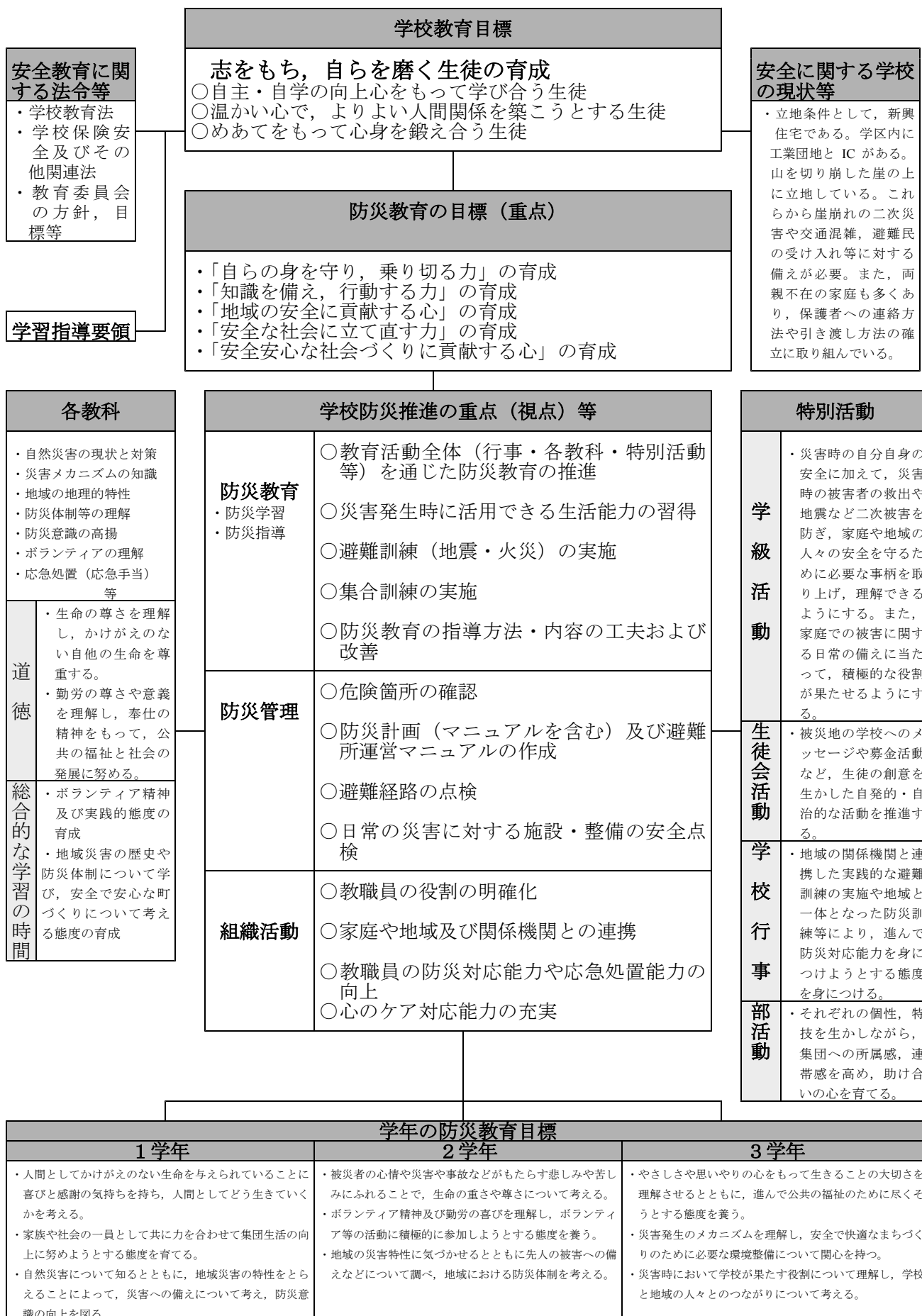


I-1 学校防災全体計画

利府町立しらかし台中学校



I-2 学校防災年間計画

【学校防災年間指導計画】

月	防災管理	組織活動	防災教育 (防災学習・防災指導)		
	関連行事		教科	道徳	特別活動その他
4	<ul style="list-style-type: none"> 安全のきまりの確認 (設定) 安全点検年間計画確認 避難経路の確認 危機管理体制に関する研修 			<ul style="list-style-type: none"> やさしさいっぱい 	<ul style="list-style-type: none"> 危険箇所の確認 宿泊的行事の避難確認 (マニュアル)
5	<ul style="list-style-type: none"> 安全点検 安全教育指導者研修 				<ul style="list-style-type: none"> 災害時の安全な避難と備え
6	<ul style="list-style-type: none"> 安全点検 避難訓練 (地震) 地域学校安全委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 気持ちよく住む家 (家庭科) 事故やけがの防止 (保健体育) 	<ul style="list-style-type: none"> 花に寄せて 命を助けたい 命を見つめて 	<ul style="list-style-type: none"> 地震の危機と避難 (地震想定避難訓練) 	
7	<ul style="list-style-type: none"> 安全点検 (通学路を含む) 避難所運営に関する研修会 (関係 機関との連携) 	<ul style="list-style-type: none"> 自然災害の現状と対策 (保健体育) 		<ul style="list-style-type: none"> 夏休みの過ごし方 	
8	<ul style="list-style-type: none"> 安全点検 救急体制の見直し 防災についての研修会 			<ul style="list-style-type: none"> 地震による津波の危険 	
9	<ul style="list-style-type: none"> 安全点検 防災に関する研修 			<ul style="list-style-type: none"> 地域防災の参加とボランティア 	
10	<ul style="list-style-type: none"> 安全点検 地域学校安全委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 地球のすがた (社会) 	<ul style="list-style-type: none"> 震災の中で 		
11	<ul style="list-style-type: none"> 安全点検 避難訓練 (火災) 防火設備・用具の点検 	<ul style="list-style-type: none"> 日本のすがたとさまざまな地域 (社会) 自然と人間 (理科) 	<ul style="list-style-type: none"> 奇跡の一週間 星の流れ 	<ul style="list-style-type: none"> 社会に生きる一員として 火災発生時の対応と避難 (火災想定避難訓練) 	
12	<ul style="list-style-type: none"> 安全点検 避難所として開放する場所の点検 			<ul style="list-style-type: none"> 冬休みの過ごし方 避難時の約束について 	
1	<ul style="list-style-type: none"> 安全点検 (通学路を含む) 	<ul style="list-style-type: none"> 活動する大地 (理科) 応急手当 (保健体育) 天気とその変化 (理科) 		<ul style="list-style-type: none"> 災害への備えと協力 (地域の一員として) 	
2	<ul style="list-style-type: none"> 安全点検 (備品を含む) 防災教室 地域学校安全委員会 	<ul style="list-style-type: none"> 大地の変化 (理科) 	<ul style="list-style-type: none"> 住みよい社会 あふれる愛 		
3	<ul style="list-style-type: none"> 安全点検 学校安全点検の評価と反省 	<ul style="list-style-type: none"> 世界と日本の自然環境 (社会) 		<ul style="list-style-type: none"> 震災を教訓とした災害への備え 春休みの過ごし方 	

I-3 教職員の動員体制

(1) 警戒配備（0号配備）

配備発令基準		○大雨、洪水等の注意報または、 警報 が発表され、教育長が必要と認めたとき ○宮城県に津波注意報「津波注意」が発表され、災害の発生が予想され、その他に 学校長が認めたとき			
防災対策委員会		●設置なし（情報収集、連絡活動）			
本部長（学校長）		防災主任		教職員	
勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外
・配備につく ・情報収集を指示する。（気象情報、警報等）	・必要に応じて対応する。	・配備につき、情報の収集にあたる。 ・本部長との連携	・必要に応じて対応する。	・情報を確認する。 ・通常の活動を行う。	・必要に応じて対応する。

(2) 特別警戒配備（1号配備）

配備発令基準		○利府町内で 震度4の地震 が観測され被害が発生した場合 ○台風により被害が予想され、教育長が必要と認めた場合 ○大雨、洪水等の警報が発表され、広範囲にわたる災害が予想または発生し、教育長が必要と認めた場合			
防災対策委員会		●本部設置（安全確保、避難誘導、情報収集、連絡活動、応急対策等）			
本部長（学校長）		防災主任		教職員	
勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外
・直ちに配備につく ・地震：生徒の安全確認、施設破損状況を確認させる ・その他災害：気象状況等を確認し、下校を含めた安全対策を検討する ・教育委員会への報告	・直ちに学校で配備につく ・災害の情報、状況を確認し、必要に応じた対応を指示する。（生徒の安全確認、施設の破損状況の確認、登校の判断等） ・教育委員会への報告	・直ちに配備につく ・待機、避難を指示する（放送等） ・情報を収集する（気象情報、警報） ・本会議で確認した内容を教職員に周知徹底する	・直ちに学校での配備につく ・情報収集する（気象情報、警報） ・本部会議で確認した内容を教職員に周知徹底する	・あらかじめ定められた教職員は配備につく ・配備教職員以外は、業務の補助をする	・あらかじめ定められた教職員は学校での配備につく ・配備職員以外は、自宅等で本部（学校）の連絡を待つ

(3) 特別警戒配備（2号配備）

配備発令基準		○利府町内に 震度5弱の地震 が観測された場合 ○台風による広範囲かつ大規模な被害が予想され、教育長が必要と認めたとき ○大雨、洪水等の警報が発令され、広範囲かつ大規模な災害が予想されるときまたは発生し、教育長が必要と認めたとき			
防災対策委員会		●本部設置（安全確保、避難誘導、情報収集、連絡活動、応急対策等）			
本部長		防災主任		教職員	
勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外
・直ちに配備につく ・地震：迅速に避難誘導させる ・津波：各種情報を収集する ・その他災害：気象、交通情報等を確認し、下校を含めた安全対策を検討する（授業打ち切り、部活動中止等） ・避難者の対応について ・教育委員会へ報告	・直ちに学校での配備につく ・災害の情報、状況を確認し、必要に応じた対応を指示する（生徒の安否確認、施設の破損状況の確認、登校の判断等） ・教育委員会への報告	・直ちに配備につく ・避難の指示をする（放送等） ・情報収集する（気象、交通情報）と教職員への周知徹底 ・全職員の業務を的確に指示し、迅速に対応できるようにする	・直ちに学校での配備につく ・本部長から指示を受けた内容を全教職員に周知する（生徒の安否確認、登校判断） ・避難してきた地域の方への対応をする	・あらかじめ定められた教職員は配備につく ・防災主任からの指示を受け、担当業務にあたる	・あらかじめ定められた教職員は学校での配備につく ※校長が必要と認めた場合は全職員が配備につく ・防災主任からの指示を受け、担当業務に当たる

(4) 非常配備 (3号配備)

配備発令基準		○利府町内で 震度5強以上 の地震が観測された場合 ○その他災害が発生し、または 災害が発生するおそれがある場合で被害が甚大と予想される場合において 教育長が必要と認めたとき			
防災対策委員会		●本部設置 (安全確保, 避難誘導, 情報収集, 連絡活動, 応急対策等)			
本部長		防災主任		教職員	
勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外	勤務時間内	勤務時間外
<ul style="list-style-type: none"> ・直ちに配備につく ・地震：迅速に避難誘導させる ・津波：各種情報を収集する ・その他災害：気象、交通情報等を確認し、下校を含めた安全対策を検討する ・避難者の対応について防災担当課、教育委員会へ報告する 	<ul style="list-style-type: none"> ・直ちに学校での配備につく ・災害の情報、状況を確認し、必要に応じた対策を指示する (生徒の安否確認、施設の破損状況の確認、避難所開設等) ・防災担当課、教育委員会へ報告する 	<ul style="list-style-type: none"> ・直ちに配備につく ・迅速に避難の指示をする (放送、メガホン等) ・一次避難場所の安全確認をする ・本部長の指示で二次、三次避難場所への避難を指示する ・情報の収集 (気象情報、警報) と教職員への周知徹底する ・全職員の業務を的確に指示し、迅速に対応できるようにする 	<ul style="list-style-type: none"> ・直ちに学校での配備につく ・本部長から指示を受けた内容を全教職員に周知する (生徒の安否確認、登校判断) ・本部長の指示を受け、避難所開設準備をする 	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員が直ちに配備につく ・防災主任からの指示を受け、担当業務にあたる 	<ul style="list-style-type: none"> ・全職員が直ちに学校での配備につく ・防災主任からの指示を受け、担当業務に当たる

I-4 校内災害対策組織と業務内容

1 日頃の心得

- (1) 災害時においては、教職員は、生徒の安全を守る義務があり、普段から自分の役割に対する自覚をもち、災害時の対応について習熟しておくこと。(教職員としての自覚)
- (2) 災害時には、予測できない事態が発生するため、的確な判断ができるよう普段から防災に関する正しい知識を身につけておくこと。(判断力の養成)
- (3) 災害時には、通常の連絡手段が活用できない場合があるため、普段から災害時の連絡体制を明確にしておくこと。休日等、管理職が学校に駆けつけるまで時間を要する場合には、学校にいち早く到着できる職員等に事前に現場の確認を依頼しておくこと。(連絡体制の明確化)
- (4) 生徒たちに対し、定期的に、自然災害の恐ろしさと地震災害時の対応の仕方を指導徹底しておき、緊急時に適切な安全確保、避難ができるようにしておくこと。(生徒に対する定期的な指導)

2 校内災害本部組織と業務内容

災害の規模や被害状況等を踏まえ、学校災害対策組織を設置し、迅速かつ組織的に災害対応に当たる。

(1) 防災対策委員会（平常時）

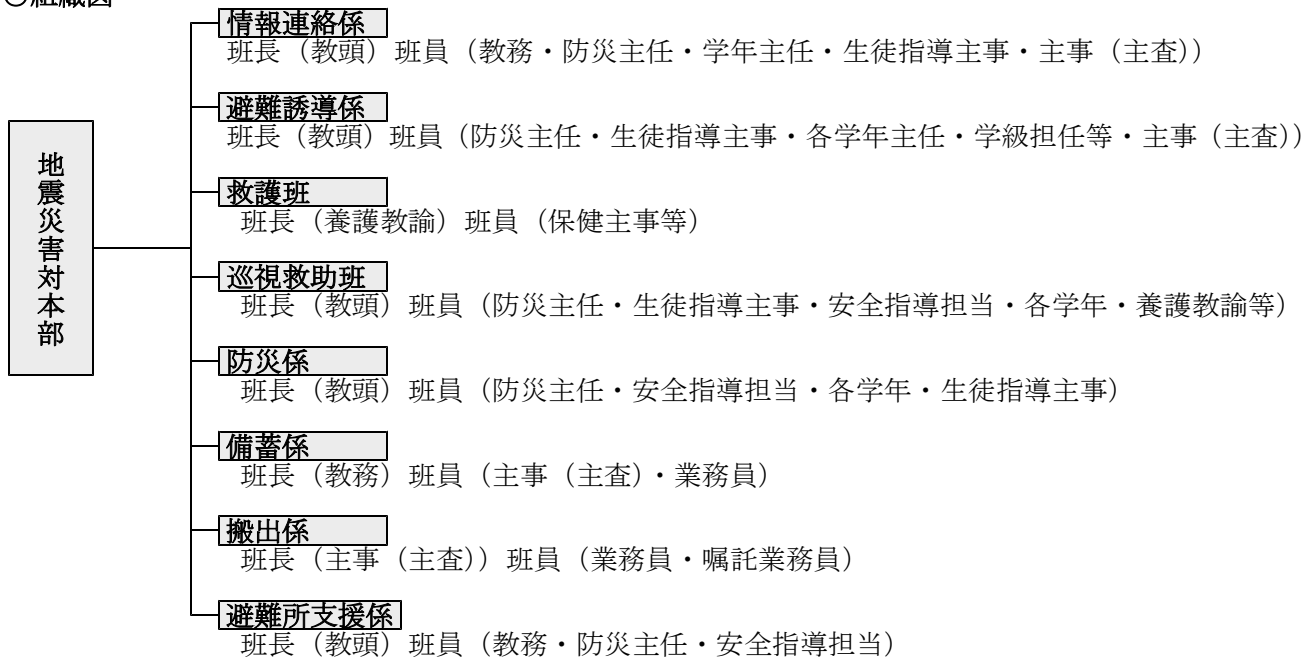
組 織	主 な 役 割	分 担
防災対策委員会 (構成メンバー) 本部長：校長 副部長：教頭 部 員：教務主任 部 員：防災主任 部 員：安全担当 部 員：生徒指導主事	<ul style="list-style-type: none"> ・安全教育指導計画、避難訓練計画策定 ・地震防災体制の計画策定 ・安全点検及び改善計画 ・外部諸機関、PTA、地域防災組織との連絡調整 ・避難所運営に関わる調整・協議 ・緊急時教職員参集配備計画と連絡調整 ・緊急時教職員応急対策活動の具体的計画策定 ・生徒の安全確保及び下校指導計画 	教頭・防災主任・安全指導担当 〃 〃 教頭・教務 教頭・教務 校長・教頭・町教委 〃 教頭・生徒指導主事

(2) 地震災害対策本部（緊急時：校長室）

組 織	主 な 役 割	分 担
地震災害対策本部 (構成メンバー) 本部長：校長 副部長：教頭 部 員：教務主任 部 員：防災主任 部 員：生徒指導主事 部 員：安全指導担当 部 員：各学年主任	<ul style="list-style-type: none"> ・災害対策本部の設置と指揮統括 ・情報収集・分析と対応決定 ・教職員の24時間体制動員計画の作成 ・不在教職員への連絡(安否確認)と対応 ・各地区への連絡・調整 ・二次災害防止のための施設設備の安全点検 ・生徒の安全確保及び下校指導 ・避難所運営にかかわる対応 ・教育活動再開に向けての措置と対応 	校長 校長・教頭 校長・教頭 教務主任・教頭 各学年主任 防災主任・生徒指導主事 ・各学年生徒指導 校長・教頭・防災主任 教頭・教務

(3) 地震災害対策組織（全教職員）

○組織図



○各係の業務内容

係	平常時	緊急時
情報連絡係 ・教頭 ・教務 ・防災主任 ・学年主任 ・生徒指導主事 ・主事（主査）	・教職員の緊急連絡網作成（教頭） ・各地区への連絡体制整備（教頭）	・町災害対策本部，町教委への連絡・報告（教頭） ・消防署・警察署等への通報（教頭・防災主任） ・PTA 役員・各地区への連絡（教頭・教務） ・生徒の被害状況の把握と一覧表の作成 （各学年主任・生徒指導主事） ・交通機関等の状況把握，通信手段の確保（主査）
避難誘導係 ・教頭 ・防災主任 ・生徒指導主事 ・各学年主任 ・学級担任等 ・主事（主査）	・避難口，避難経路，避難所の点検と確保（教頭・防災主任） ・安全確認名簿，生徒引き渡し表の作成（各学年） ・防災応急袋，避難用具等の確保と保管（教頭・主査）	・本部長の指示による安全な生徒の避難誘導 （授業中，休憩時） ・生徒の安全確認及び保護者への引き渡し （学年主任・学級担任） ・教職員の人員確認（教頭・教務） ・生徒の帰宅方法等の検討（教頭・生徒指導主事） ・通学路安全確認（生徒指導主事・学年生徒指導）
救護係 ・養護教諭 ・保健主事等	・救護用具，医薬品等整備保管 （養護，保健主事） ・応急救護，手当等習熟 （養護，保健主事） ・配慮が必要な生徒の把握と対応の検討 （養護，各学年）	・救急用具，医薬品等の確保（養護教諭） ・負傷した生徒の確認と救護（養護教諭・学年） ・必要に応じ，救急医療機関と連絡（養護教諭） ・生徒の心のケアの実施（教育相談担当） （スクールカウンセラー）
巡視救助係 ・教頭 ・防災主任 ・安全指導担当 ・各学年 ・生徒指導主事 ・養護教諭等	・救助用具の点検整備 （教頭・防災主任等） ・検索救助方法の検討 （教頭・防災主任等）	・校舎内等の残留生徒等の検索 ・要救助者の救助（養護教諭等） ・危険箇所の調査，危険物除去（各学年等） ※地区巡視（生徒指導主事・学年生徒指導等）
防災係 ・教頭 ・防災主任 ・安全指導担当 ・各学年 ・生徒指導主事 ・消火係	・学校施設の防災安全点検及び対策（教頭・防災主任） ・火気，危険物等の点検及び対策 （教頭・防災主任） ・防災用具，消火器具等の整備管理及び使用方法の習熟 （教頭・防災主任）	・被害を最小限に食い止める措置（全職員） ・火災発生における初期消火（消火係）
備蓄係 ・教務主任 ・主事（主査） ・業務員	・必要備蓄品の調達（主査） ・備蓄品の保管・管理（業務員）	・備蓄品の搬出と配布 （教務・主査・業務員）
搬出係 ・主事（主査） ・業務員 ・嘱託業務員	・「非常持ち出し」物品・書類の整理（教頭・主査） ・災害対策用機材の保管（教頭） ・搬出用具の整備（主査） ・搬出物品の管理保存計画 （教頭・主査）	・「非常持ち出し」物品・書類の搬出準備及び搬出 （主査・業務員・嘱託業務員等） ・災害対策用機材の搬出 ・搬出物の管理保管（教頭・主査）
避難所支援係 ・教頭 ・教務主任 ・防災主任 ・安全指導担当	・避難所開設の計画（町教委） ・備品，備蓄品の保管，管理支援 （町教委・教頭・主査）	・自主防災組織の「避難所運営組織」が始動するまでの支援・協力（教頭・教務・防災主任等）

(4) 勤務時間外の教職員の集散体制

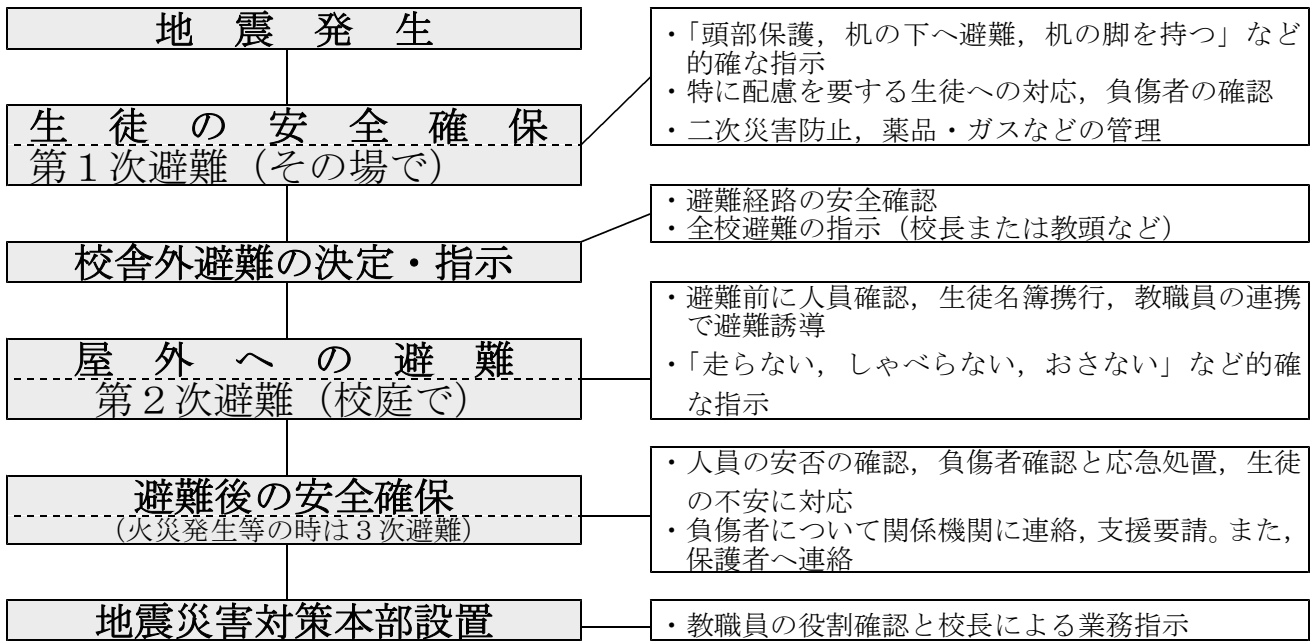
①災害対策応急要員及び応援員

係	災害対策応急要員・応援要員	構成員
災害対策応急委員 ・利府町内在住職員	・勤務時間外の警戒宣言発令及び震度4以上の地震災害発生時に、被害状況の確認等応急業務に従事する。	交通機関等が途絶した場合でも、徒歩・自転車等により直ちに参集可能な者
応援要員	・勤務時間外の警戒宣言発令及び地震災害発生時に、校長の指示に従って応急業務に従事する。	災害対策応急委員以外の者

②教職員の配備体制

配置	配置基準	配置内容	配置を要する人員
第1号配置	震度4の地震が発生した場合	校長は、防災対策委員や災害対策応急委員等と連絡を取り、被害状況を調査するとともに、警戒ランプ・ブザーや防火シャッターの復旧等の応急業務に着手させる。	教頭・教務・防災主任・災害対策応急委員 ※上記の要員に連絡が取れない場合は応援要員の配置もある。
第2号配置	震度5弱以上の地震が発生した場合	地震災害対策本部及び災害対策応急委員は直ちに配備につき、応急業務に着手する。その他、集散可能な教職員も学校に参集し、事態の推移に伴い速やかに地震災害対策本部に移行できる体制を整え、学校で待機する。集散できなかった教職員も自宅待機で、その後の状況に対応できるようにする。	地震災害対策本部（校長・教頭・教務・防災主任・生徒指導主事・学年主任・安全指導担当）及び災害対策応急委員及び参集可能な教職員 ※業務員は、学校の勤務時間以外の時は、教育委員会に出勤（第三配置も同様）
第3号配置	震度5強以上の地震が発生した場合	速やかに地震災害対策本部を設置する。教職員はあらかじめ定められた地震災害対策（応急時）を実施する。	全職員配置

3 生徒の安全確保行動マニュアル
 (1) 在校中に地震災害が発生した場合の行動マニュアル



① 生徒の安全確保・避難誘導	② 校舎施設の被害状況の把握	③ 情報収集	④ 被害状況の報告	⑤ 外部との対応	⑥ 避難所支援活動
-------------------	-------------------	-----------	--------------	-------------	--------------

①生徒の安全確保・避難誘導
 ・校庭の中央等で危険回避，生徒の不安除去，負傷者への対応

②校舎施設等の被害状況の把握
 ・被害状況の確認と対処

③被害情報の収集
 ・報道・関係機関等から地震規模，余震，二次災害情報の収集

④被害状況報告
 ・教育委員会と町災害対策本部(設置の場合)への被害状況を報告・連携

⑤外部からの問い合わせ等への対応(窓口一本化)
 ・保護者，親類，知人等からの問い合わせや報道機関への対応

⑥避難所運営の支援

屋外避難後の対応決定

保護者への連絡

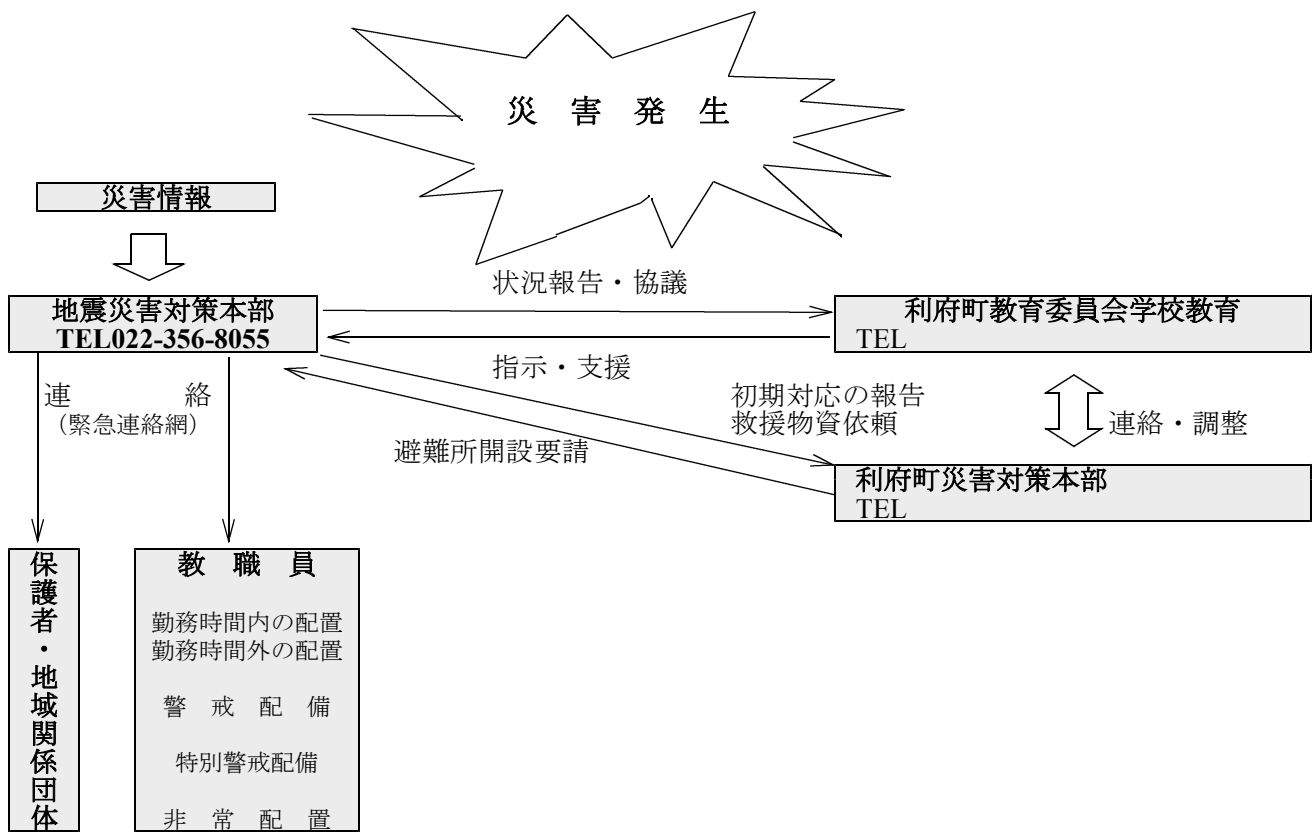
避難継続(二次災害予想時)

保護者への引き渡し

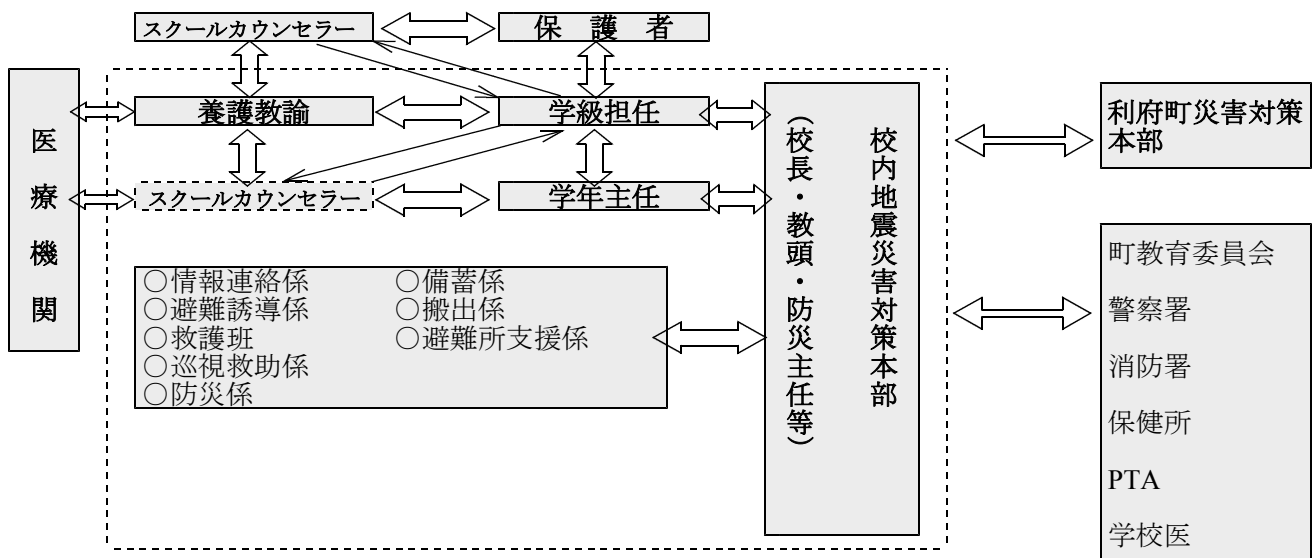
生徒の屋外への避難後の対応決定

- ・生徒の引き渡し方法
- ・保護者との連絡方法
- ・学校へ残留させる生徒の保護の方法
- ・保護者への連絡

I-5 情報連絡体制図



○学校組織（地震災害対策本部）



Ⅱ-1 地震発生時の対応と避難誘導（津波被害が想定されない場合）

（1）在校時の発生

○教職員の行動 ●生徒への対応

宮城県沖を震源とし、各地で震度5強の地震を想定した場合

- ・体感できる初期微動（P波）から小刻みな揺れが10秒程度続き、その後震度5弱以上の揺れが30秒程度続く（主な揺れが始まってから1分程度）。
- ・緊急地震速報から10秒後に揺れが襲う。

『安全確保・安全点検』

・教職員

- 校内放送により一斉放送を行う。（主に教務主任・防災主任・生徒指導主事等）

（例）

地震です。教室にいる人は、すぐ机の下にもぐりなさい。机の脚をしっかりと持ちなさい。教室外にいる人は、落下物に注意しなさい。校庭にいる人は、校庭の中央に移動し、姿勢を低くしなさい。

- 休み時間等で、生徒から離れている場合は、揺れがおさまった後、直ちに生徒がいる場所へ移動し、指導する。
- 火気の使用中であれば、揺れがおさまってからあわてずに火の始末をする。
- 落下物、転倒物、ガラスの飛散等から身を守る。
- 壁や窓から離れ、壁、窓に背を向けないようにさせる。
- 頭部を保護するため、机の下にもぐらせ、机の脚をしっかりとらせる。
- 安心させるような声を掛け続ける。
- 揺れがおさまりしだい、出入口の開放、負傷者の確認、火災が発生した場合は初期消火を行う。
- 避難経路の安全確認をする。
- ガスの元栓、火の元の確認をする。
- 化学薬品や石油類の危険物の状態を確認する。
- 手当の必要な負傷者に応急手当をする。

・生徒

- 「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所へ避難する。

【教室】机の下にもぐり、落下物等から身を守る。

【廊下】壁、窓から離れ、蛍光灯やガラス等からの落下物から身を守る。

【体育館】安全な場所へ移動し、天板、天井灯の落下に注意する。

【校庭】落下物、倒壊の危険性のあるものから離れ、中央部に避難する。

『情報収集』

- ・本部長（校長）：情報収集とともに、安全な場所に避難の指示をする。

- 防災主任等は、携帯テレビ（ワンセグ）、ラジオ、インターネット、防災行政無線等により、震源地、震度、津波等に関する最新の情報収集をする。
- 悪天候（強風雨、低温等）や地割れ、土砂崩れ、液状化現象等で避難場所や避難経路が危険な場合は、最も安全な場所を指定する。

『避難の指示』

- ・本部長（校長）：本部長の指示のもと、第一避難場所の指示をする。

- 校内放送により一斉放送を行う。（教頭・教務主任・防災主任等）

・地震はおさまりましたが、余震の心配があります。先生の指示に従って、慌てず、校庭へ避難してください。

- 悪天候（強風雨、低温等）や、地割れ、土砂崩れ、液状化現象等で、避難場所や避難経路が危険な場合は、最も安全な場所を指示する。

『避難誘導』

・教職員

- 落下物、足下に注意し、頭部を保護させる。
- 避難前に人員を確認し、逃げ遅れることがないように指示する。
- 自力で避難できない生徒は、避難誘導係等が介助して避難させる。
- 生徒の不安を緩和するように、落ち着いて声がけする。
- 指定の係は、非常用の持ち出し等を搬出して避難する。
- 指定の係は、テレビ・ラジオ等により情報収集する。
- 保護者、地域住民が避難してきた場合は、一緒に避難する。

・生徒

- 「押さない、走らない、しゃべらない、もどらない」の約束に従い行動する。

『安否確認』

・教職員

- 災害対策本部の指示で、クラス毎に整列させる。
- クラス毎に人数と安否確認し、災害対策本部に報告する。
担任 → 学年主任 → 教頭 → 本部長（校長）
- 救護係は、負傷者の確認とけが人に対して応急手当を行う。
- 救護係は、必要に応じて医療機関との連携を図る。

『災害対策本部の設置』

・本部長，教職員

- 本部長（校長），教頭，防災主任の指示により，各業務に当たる。
- 必要に応じて，避難住民の対応に当たる。

『被害状況の確認』

- 巡視救助係は，施設，通学路等の被害状況を確認し，災害対策本部に報告する。
- 危険箇所があった場合は，立ち入り禁止措置を行う。（ロープ，張り紙等）
- 巡視救助係は，危険箇所の応急措置を行う。
- 第一避難場所が危険な場合は，第二避難所に誘導する。
- 校舎等の安全を確認した後，生徒を校舎内に移動させる。

『事後の対応措置』

・本部長（校長）

- 災害対策本部で，被害状況を総合的に判断し，授業再開，下校等の判断（集団下校），保護者への引き渡し，学校での保護等のいずれかの措置について，係等により，保護者へ連絡する。
- 対応措置について，所管教育委員会に報告する。（協議する）

・教職員

- 情報連絡係は，保護者へ連絡をする。（一斉メール配信，電話，緊急連絡網等）

（２）登下校時の発生

地震発生 → 生徒等の安全確保を最優先とする。

『安全確保・情報収集』

・教職員

- 安全な場所に避難させる。（出勤途中，帰宅途中も含め）
- 学校にいる生徒等には，校内放送等により，落下物，転倒物，ガラスの飛散から身を守らせる。（防災主任や教務主任等）
- 避難誘導に関しては，在校時の対応を基本とする。
- 指定職員は，震源地，津波等に関する最新の情報収集に努める。
- 安否確認，状況によって登下校途中の生徒等の保護活動を行う。

・生徒等

- 建物からの落下物，ブロック塀の倒壊等を逃れるために，頭部を保護し，安全な場所で姿勢を低くする。
「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所
- 危険な場所から速やかに遠ざかるようにする。（がけ崩れが起きそうな場所や川岸，橋の上やガス漏れ箇所等）
- ※津波被害が心配される沿岸部にいた際は，強い揺れ，長い時間ゆっくりとした揺れを感じたり，防災無線等で津波に関する情報があった場合は，自らの判断で安全な場所に避難する。（要指導）

『災害本部の設置』

被害状況・各種情報を総合的に判断し，学校災害対策本部を設置する。

・本部長（校長）・教職員

- 本部長，教頭，防災主任の指示により，各業務（班）に当たる。
- 生徒等の安否を最優先する。
- 指定職員（本部）は，震源地，震度，津波等に関する情報を収集する。

『安否確認』

・教職員

- 学校に避難した生徒等の安否確認は，在校時の対応を基本とする。
- 指定職員は，生徒等の所在を確認する。（登校している・していない）
- 保護者へ連絡をする。（一斉メール配信，緊急連絡網等）
- 必要に応じて，通学路，避難場所を回り，安否確認する。

『被害状況の確認』

- 巡視救助係は，施設，通学路等の被害状況を確認し，本部に報告する。
- 危険箇所があった場合は，立入禁止措置を行う。（張り紙，ロープ等）
- 巡視救助係は，危険箇所の応急手当を行う。

『事後の対応措置』

・本部長（校長）

- 生徒全員の安否確認後，授業実施，休校措置と，登校している生徒の下校方法，保護者への引き渡し，学校での保護措置等について，保護者へ連絡させる。
- 対応措置については，所管教育委員会に連絡する。（相談する）

・教職員

- 指定職員（学級担任・教頭・教務・防災主任等）は，保護者へ連絡をする。（一斉メール配信，電話，緊急連絡網等）※Ⅱ－３参照

(3) 校外活動時の発生 (学年行事中発生)

『事前指導』

- 地震を含め災害が発生した場合の対応について事前指導を行う。
- 屋外、建物の中、エレベーターの中を想定した対応について指導する。(安全な行動、避難方法、連絡方法、集合場所等)
- ※沿岸での校外学習については、強い地震が発生後、津波が来ることを想定し、避難場所(高台、頑丈な高い建物等)・避難経路、所要時間、情報入手方法を(ラジオ、防災情報無線等)事前に確認する。
- ※非常時の対応、役割分担を事前に確認しておく。

『地震発生』

- 生徒の安全確保を最優先とする。

『安全確保・情報収集』

- ・教職員
 - 落下物、転倒物、ガラスの飛散から身を守るように指示する。(教務・防災主任・生徒指導主事等)
 - 指定職員は、震源地、震度、津波等に関する最新の情報収集に努める。
 - 判別行動中に地震が発生した場合は、指定職員は安否の確認と、状況によって保護活動を行う。
 - ※津波被害が心配される沿岸部では、ラジオや防災行政無線などで情報を常に収集し、避難、待機等を判断する。
 - ※強い揺れや長い時間ゆったりとした揺れを感じた時は、津波警報などの発表を待たずに避難する。

・生徒

- 「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」場所へ避難する。
- 教職員の指示をよく聞き、慌てないで行動する。
- 頭部を保護し、安全な場所で姿勢を低くする。
- 交通機関(公共交通機関も含む)を利用している場合は、乗務員の指示、放送等による指示、誘導に従うようにする。

『安否確認』

- ・教職員
 - 指定教職員は、生徒の所在を確認する。
 - 必要に応じて、活動場所を巡回し、安否を確認する。
- ・生徒
 - 指定された緊急連絡先(教員の携帯電話等)へ連絡する。(班の代表者等)

『事後の対応措置』

- ・教職員
 - 指定職員は被害状況、生徒、教職員の安否状況等を学校に連絡しながら対応する。(復路の状況把握指示、帰校時刻の指示)
 - 全員の安否確認後、活動継続の可否を判断し、生徒に伝える。
 - 指定職員は、必要に応じて保護者へ連絡をする。(一斉メール配信、電話、緊急連絡網等)
 - 対応措置について、所管教育委員会に連絡する。(相談する)

(4) 在宅時の発生 (休日・夜間等)

『事前指導』

- テレビ、ラジオ、インターネット、防災行政無線等による、震源地、震度、津波等に関する情報等の入手方法について理解させる。
- 落下物、転倒物から身を守る方法を理解させる。
- 建物の耐震性、家具の固定等について確認させる。
- 家庭内での役割分担、避難する場所と避難経路・時間について理解させる。
- 必要な防災用品、非常食の準備について考えさせる。
- 家庭内の連絡方法、手段を確認させる。

※沿岸部では、大きな地震発生等、津波が来ることを想定し、避難場所(高台、頑丈な高い建物等)を事前に確認する。

『地震発生』

- 管理職はもとより、教職員は宮城県教育委員会災害対策基本要領警戒配備の発令基準、各市町村教育委員会災害対策配備基準等に基づいて、配備につく。

『災害本部設置』

- 本部長(校長)、教頭、防災主任の指示により、各業務に当たる。
- 必要に応じて避難住民の対応に当たる。

『安否確認』

- ・教職員
 - 教職員の安否を確認する。
 - 生徒の安否確認をする。(電話連絡、緊急連絡網、一斉メール配信等)
 - クラス毎に人数と安否を確認し、本部に報告する。
担任 → 学年主任 → 教頭 → 本部長(校長)
- ・生徒
 - 必要に応じて、学校に連絡する。(学校で安否確認ができなかった、けがをした等)

『災害状況の確認』

- 巡視救助係は、施設、通学路等の被害状況を確認し、報告する。
- 危険箇所があった場合は、立入禁止措置を行う。(張り紙、ロープ等)

○巡視救助係は、危険箇所の応急手当を行う。

『事後の対応措置』

・本部長（校長）

○必要に応じて、生徒全員の安否確認を指示する。

○対応措置について、所管教育委員会に連絡する。（相談する。）

・教職員

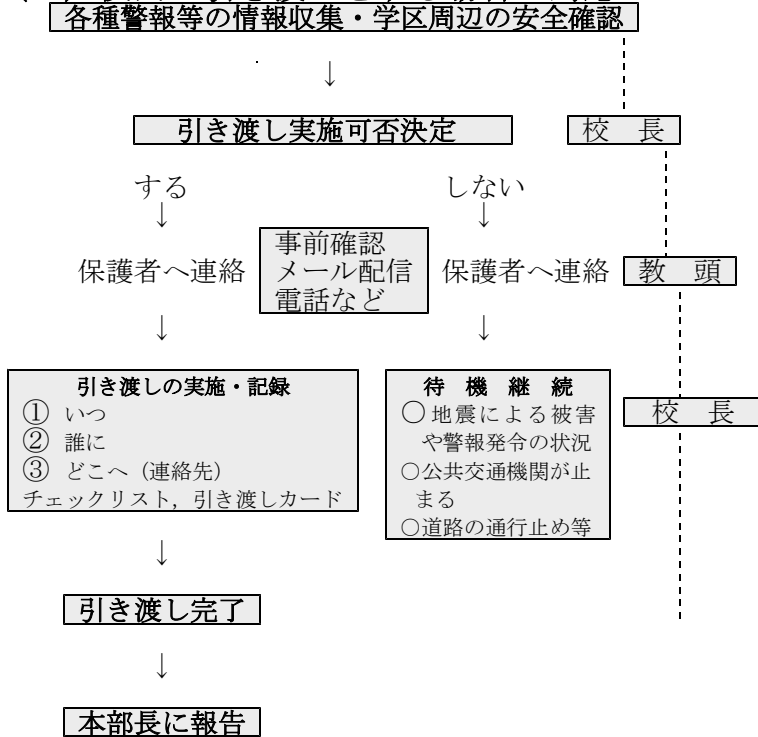
○指定職員（教頭、教務、防災主任、生徒指導主事、学級担任等）は、保護者へ連絡をする。（一斉メール配信、電話、緊急連絡網等）

※電話連絡、メールが使用できない場合を想定し、事前に文書等で、災害発生時の対応について連絡手段を決めておく。

II-2 保護者への引き渡し

地震や災害の規模や、被災状況により、生徒等を下校させるか、学校に待機させ保護者に引き渡すか等の判断が必要である。また、大規模な地震後、電話やメール配信システムなどの通信手段が使用できなくなるため、保護者と連絡がとれないことがある。そのため引き渡し、待機の実施判断などについて、学校と保護者の間で事前にルールを決めておくことが必要である。

(1) 校内で引き渡しをする場合の対応



- 各種情報を確認し、安全の可否を判断する。
- 情報だけにとらわれず、目視して状況を確認する。
- 引き渡し実施可否の判断は、校長が行う。

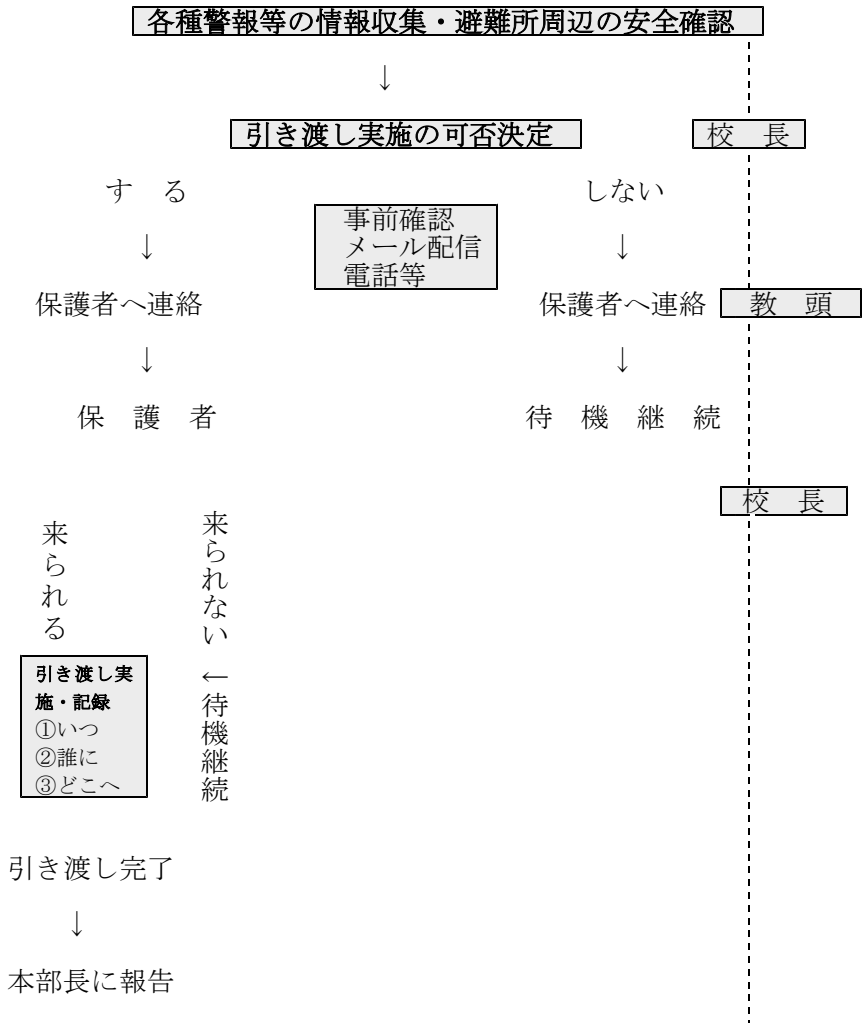
- 発災後、電話、メールが使用できなくなることから、事前に文書等でとり決めて置く。
- 保護者に対しても災害に関する情報を提供し、生徒を引き渡さず、保護者とともに学校に留まることや避難行動を促すこともある。

- 保護者以外の引き取りについては、事前に確認しておく。(個人カード野中に引き取り者を明記する)

※引き渡しの判断基準

上のフロー図はあくまでも対応の一例であり、学校周辺の交通事情、地域・地形を考慮し、予想される被害状況等を十分検討しながら、引き渡しの判断を行う。

(2) 校外で引き渡しをする場合の対応 (学校行事等)



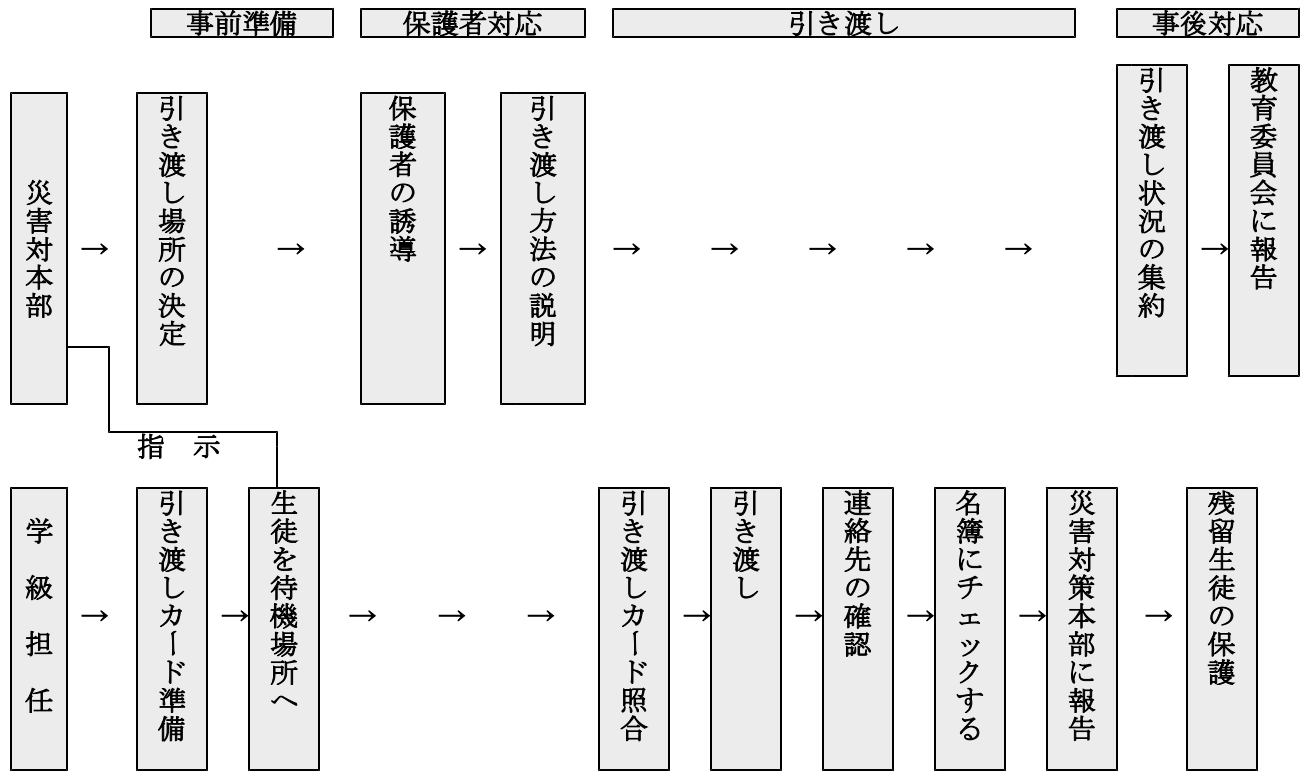
- 学校に戻って引き渡す場合と現地で引き渡す場合でどちらが安全かを判断する。
- 現地での引き渡し実施の可否を慎重に判断する。
- 学校を通じて生徒の安否、帰校方法を伝える。
- 保護者へ現地での生徒の状況、引き渡しについて連絡する。

保護者への引き渡し判断 (例)

- 災害、気象に関する注意報、警報が解除されている。
- 現地までの交通手段に問題がない。(公共交通機関、道路状況等)
- 遠距離でないこと。(修学旅行等は現地災害本部の判断で行う。)

- 引き渡しが完了するまで、時間がかかることや、保護者が迎えに来られないことも想定する。
- 現地、市町村担当部局、関係機関と連携を図る。

校外における引き渡し手順



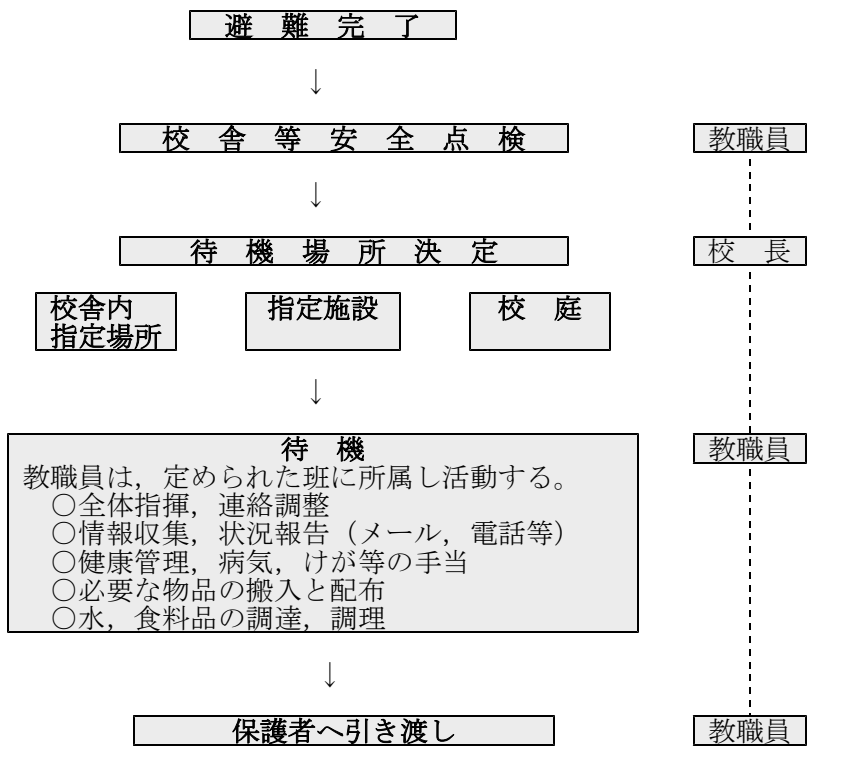
II-3 待機(宿泊) ※帰宅困難者対応含む

地震による被害や津波警報等が発せられ、公共交通機関が止まったり、道路が長時間にわたり、通行止めなどになったりした場合は、帰宅困難となる生徒や教職員が生じることが考えられる。その場合、安全を考慮し、**学校内または避難場所に長時間の待機または宿泊させる必要がある**。このため、学校はあらかじめ下記の準備をしておくことが望ましい。

- 長時間の待機または宿泊できる施設等の選定
- 生徒、教職員の人数および性別を考慮した部屋の確保
- 生徒の身体的、精神的なケアができる教職員の体制
- 保護者に対して事前に文書等で理解を得るなどの連携
- 保護者、地域の方の協力(教職員のサポートとして)

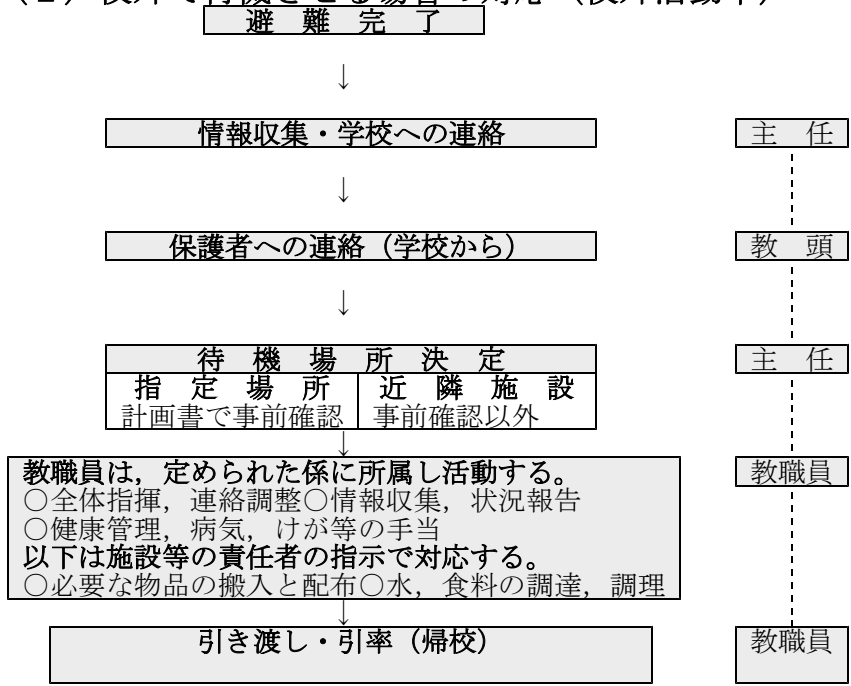
※食料・飲料水、毛布等の備蓄品については、市町村担当部局と事前に協議しておく

(1) 校内(避難場所)で待機させる場合の対応



- 災害に関する各情報を素早く収集する。
- 指定職員は、校舎等の点検を行い、校長に報告する。(非構造部材の損傷等)
- 災害の状況に応じ、瞬時に待機場所を決定する。(想定にとらわれない、東日本大震災の教訓を生かす等)
 - ・第一待機場所：
 - ・第二待機場所：
- 教職員は、校長の指示のもと待機場所での活動にあたる。
- 状況によっては、一緒に避難した保護者、地域の方の協力をもたらう。
- 地域の方の対応は、教頭、防災主任などが行う。
- 待機中に保護者が引き渡しを要望してきた場合は、災害に関する情報を提供し、生徒を引き渡さず、保護者とともに学校に留まることや避難行動を促すこともある。

(2) 校外で待機させる場合の対応(校外活動中)



- 校外活動先の避難場所、待機場所について事前に確認し、保護者に周知しておく。
- 班別行動に配慮して事前に、緊急時の連絡先を確認させる。(主任、学校の連絡先)
- 学校を通じて生徒の安否、待機場所等を伝える。
- 班別行動中は、安全な待機場所を生徒が決定することもある。
- 待機場所の施設責任者と連携を図る。

II-4 集団下校

災害に関する注意報や大雨，落雷，強風，高潮等が解除され，通学路の安全が確認された後においても，生徒が下校に不安がある場合は，集団下校の対応をとる必要がある。その際，事前に地区毎に割りあてをし，集団下校の対応を確認しておく必要がある。

集団下校は震災後，通学路が完全に整備されない状況等においても，震災への不安を解消し，安心して下校できる体制や防犯の面からも効果的であり，生徒同士が協力し合うことで，より一層，防災の意識を高めることができる。

(1) 集団下校の対応

災害に関する情報，各種気象情報の収集・学区周辺の安全確認



安全の判断



地区毎の集団下校の実施判断

- ↓
- ・授業の打ち切り
 - ・実施時間の確認
 - ・明日の登校

PTA・スクールガードリーダーへの連絡
 ・学校の出発時間
 ・通学路の安全指導の協力
 ※事前に連絡方法を確認する。



集団下校の準備

- ・事前に地区名簿を作成し，名前・人数を確認する。(地区担当職員の配置が必要)
- ・安全指導(全体，リーダーの役割等)



集団下校の開始



保護者等への引き渡しの確認

教職員

校長

教頭

教職員

- 各種情報を確認する。
- 指定職員は巡回して通学路の安全を確認する。(携帯電話等，即時連絡)
- PTA 会長等に連絡し，確認する。

○判断は，校長が行う。

- メール配信等で学校の出発時間と通学路での安全指導の協力を保護者，スクールガードの代表者へ依頼する。
- 迎えに来る保護者へ，引き渡し時間を伝える。

- 地区担当教員は，事前に作成した地区名簿で確認する。
- 集団下校の約束を確認する。

○教職員は各担当の業務にあたる。

- 必要に応じて地区担当教員は，生徒と一緒に歩いて安全指導を行う。

II-5 避難所の設置・運営にかかる協力（学校が避難所となる際の対応）

災害が発生した場合、学校は避難所として重要な役割を果たすことが予想される。本来的には市町村災害担当課等が避難所運営の責任を有するものであり、災害時における教職員は生徒の安全を確保するとともに、学校教育活動の早期正常化に優先的に取り組む必要がある。

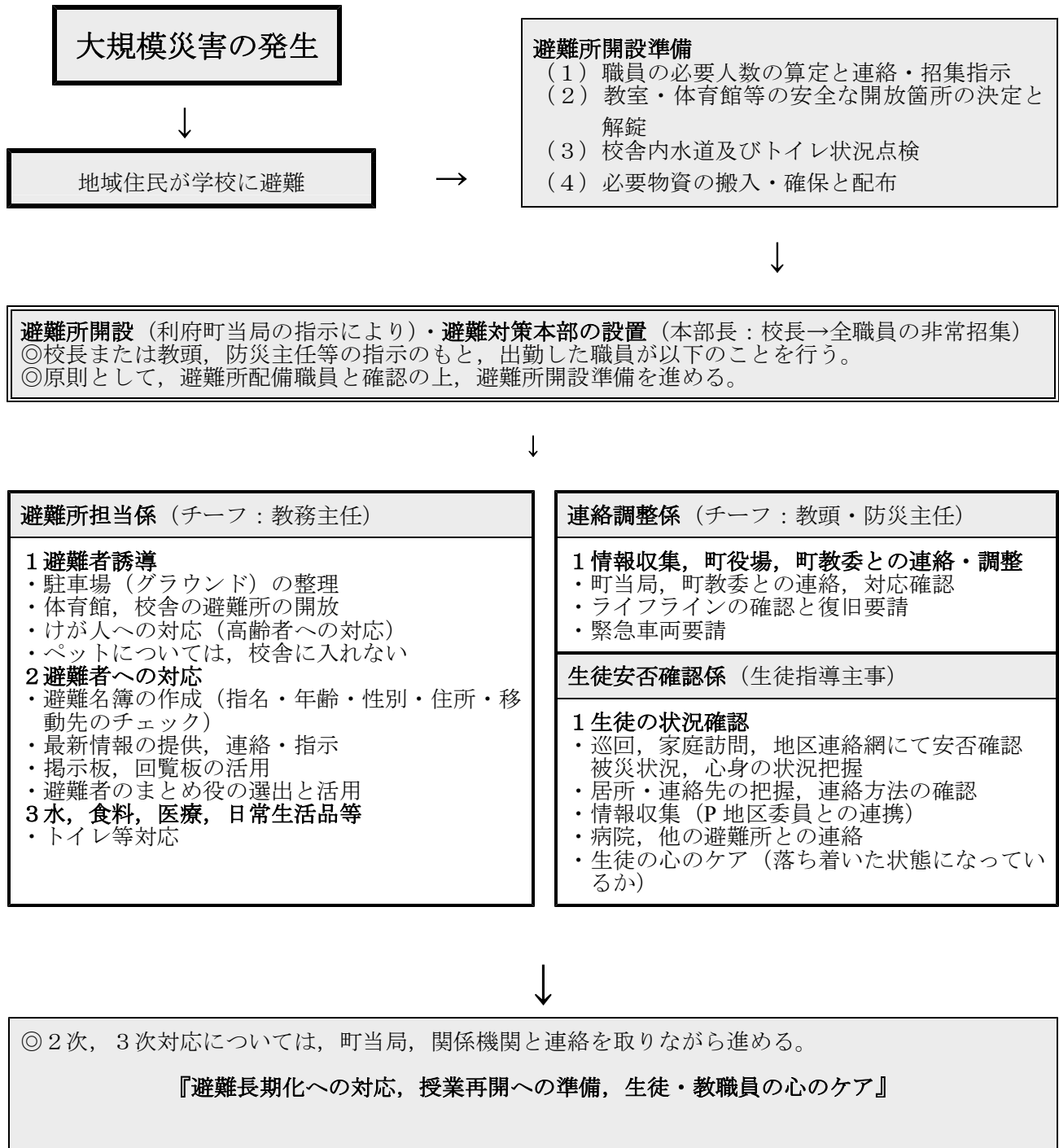
本校は、町防災計画において避難場所及び避難所として指定されている。備蓄品（食料・飲料水・毛布等）は、しらかし台小学校にあり、基本的には第1避難所はしらかし台小学校となる。しかし、災害の規模や避難者の人数、地域の実情等により本校が避難所となることが予想される。

よって、教育委員会等の指導のもと初動体制、運営協力体制、施設の使用等にかかる対応方針などを定める。

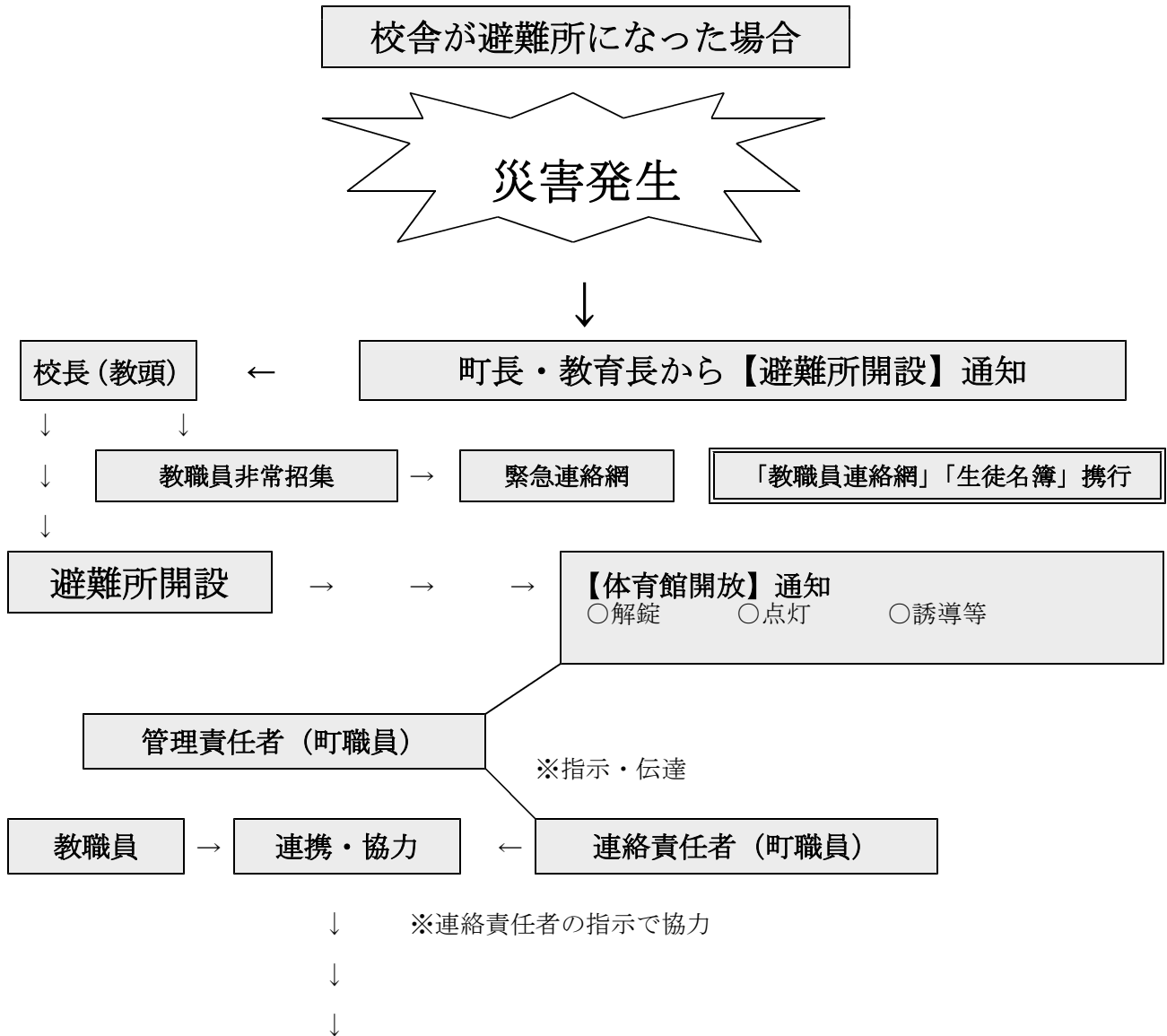
（1）運営協力体制等について

- ①利府町防災担当課、関係する自主防災組織等と避難者の受け入れや避難場所・避難所の運営方法について、定期的な協議、運営マニュアルの見直し、訓練が必要である。

（2）避難所開設へ



(3) 避難所開設への対応



町業務担当者	<ul style="list-style-type: none"> 【管理係】 避難人員の確認や施設に関する運営・管理 【連絡係】 町災害対策本部，消防団等と連絡・情報収集・掲示 【物品係】 搬入品の確認。担当係への配布 【記録係】 避難所開設に関わる記録全般 【巡回係】 避難所及び避難地域の巡回・防犯 【相談係】 避難人員の健康相談・管理・医療機関への手配
教職員	<ul style="list-style-type: none"> 【受付係】 避難人員の実態把握 【生徒係】 避難生徒の確認と管理 【駐車場係】 避難人員の駐車場案内・誘導 【誘導係】 避難人員の誘導 【配布係】 避難人員へ食料品・生活用品・防寒具等の配布 【救護係】 避難人員ケガ等の応急手当 【清掃係】 避難所・周辺及びトイレ等の清掃

Ⅱ-6 学校再開に向けた対応

(1) 教育再開への取組

生徒、教職員の被害状況の確認

- 生徒の安否と所在場所の確認
- 教職員の安否確認

- 教職員は、できるだけ速やかに、家庭訪問、避難所先を訪問し、生徒の被害状況を確認する。(避難先、連絡方法、健康状態等)

家庭・保護者の被災状況の確認

- 保護者の安否と所在場所の確認

- 地域、PTA と連携を図りながら、家庭・保護者の安否確認、所在場所、学区内の被災状況を確認する。
- 災害の程度によって、校舎や施設設備等の使用再開について、専門家(応急危険度判定士等)の点検を受けて決定する。
- ライフラインの状況を点検し、関係機関に協力を依頼する。
- 理科室等の危険薬品、灯油保管場所等を確認する。
- 校舎内へ土砂等の浸水があった場合は清掃、消毒を実施する。

学校施設・設備等の点検

- 建物の構造部材、副構造部材の点検と補修
- ライフライン(水道、電気、ガス等)の復旧状況
- 危険箇所の立入禁止の明示と危険物・危険薬品等の点検
- 仮設校舎の建設要請
- 校舎内外の清掃・消毒
- 移転先での学校再開の準備

通学方法の確認と通学路の安全点検

- 危険箇所の点検と補修箇所の報告
- 公共交通機関の運行状況の確認

- 通学路の安全を確認し、危険箇所について関係機関へ連絡する。
- 公共交通機関の再開の目途を確認する。

教育環境の整備

- 授業形態の工夫と教職員の配備
- 教科書、学用品等の損失状況の確認と発注
- 支援物資の取りまとめ(教育委員会との連携)
- 文部科学省のポータルサイトの活用(支援物資)
- 心のケア(スクールカウンセラーとの連携)
- マスコミ、外部ボランティア団体等の対応

- 当面の授業形態(午前授業、短縮授業等)と学習プログラムを検討する。
- 教科書、学用品の滅失棄損状況を確認し、不足教科書等の確保に努める。
- スクールカウンセラーを派遣するなど心のケア対策を講じる。
- マスコミ対応、ボランティア団体の受け入れの対応は、校長及び教頭、防災主任が行う。

避難所との共存

- 避難所運営組織と協議
- 立入制限区域の明示

- 学校施設が長期的に避難所として使用されることがあるため、立入制限区域を明示することや、お互いの生活のルールを確認する。

給食業務の再開

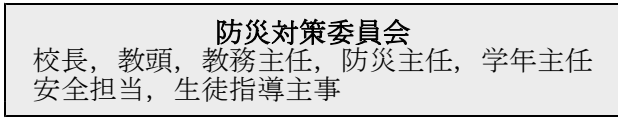
- 施設、設備の安全点検
- 所管教育委員会、食材委託業者との調整

- 給食業務が早期に再開できるように関係機関と連携を図る。(簡易給食の手配、栄養バランス等)

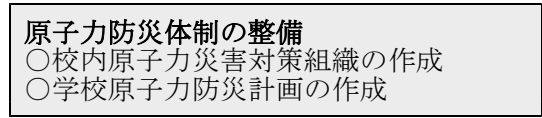
Ⅲ-1 学校における原子力災害時の対応

※災害が発生し、女川原子力発電所にて原子力災害が発生した際は、風の状況等によって被害が考えられる。よって、本校においても原子力災害時の対応のマニュアルを作成するものである。

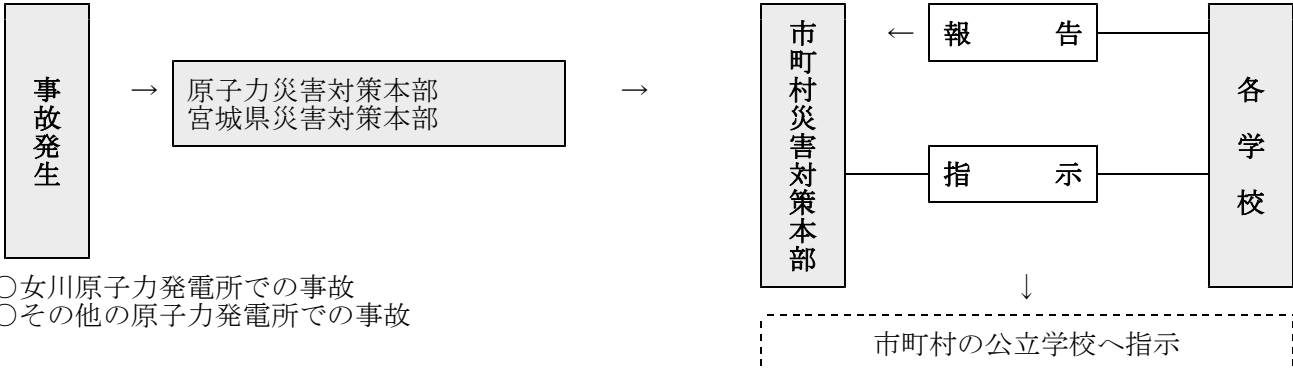
(1) 原子力災害に備えて



→

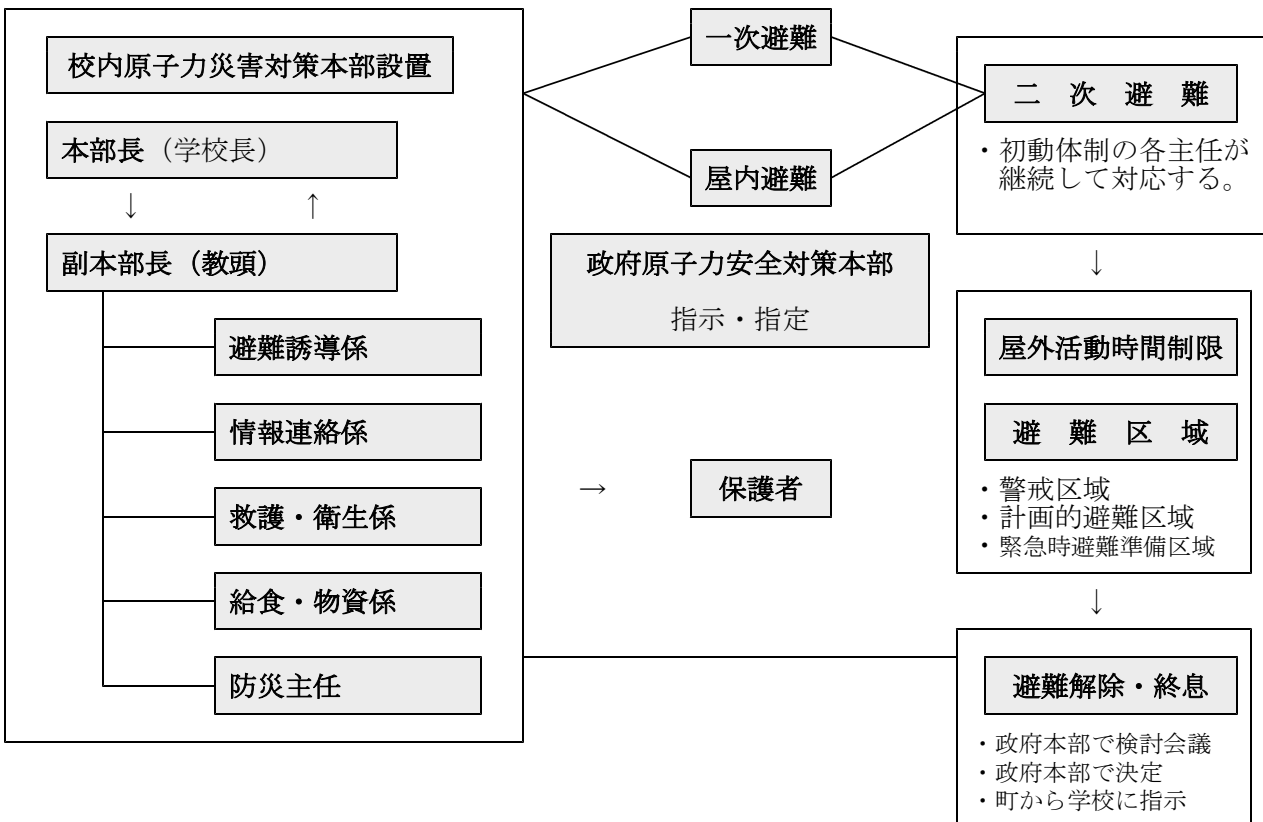


(2) 原子力災害が発生したら

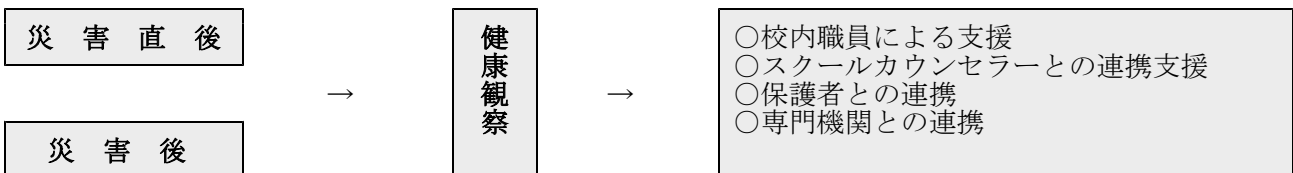


- 女川原子力発電所での事故
- その他の原子力発電所での事故

(3) 学校での初動体制について



(4) 心身のケア



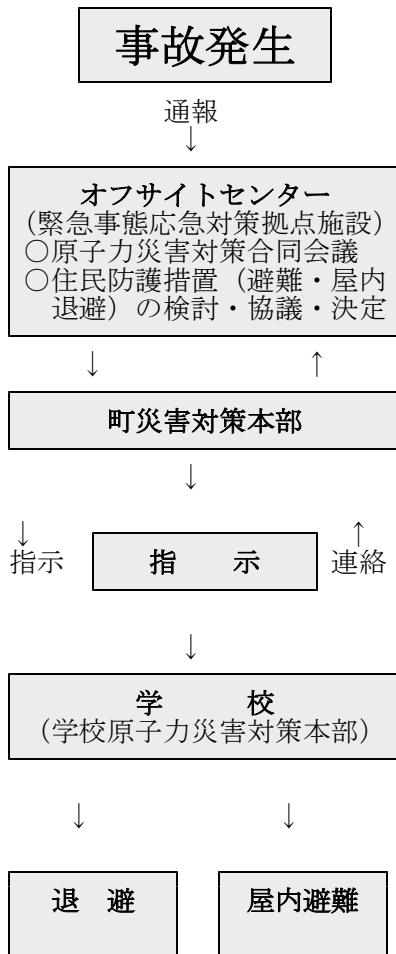
(5) 校内原子力災害対策本部組織の役割

担 当	災害に備えての役割	災害が発生した場合の役割
本 部 長 (校 長)	<ul style="list-style-type: none"> ○全職員に対して、災害時の対応についての役割分担を明確にする。 ○保護者、地域に対し、災害時の学校対応、避難場所について周知徹底を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○学校原子力災害対策本部を設置する。 ○町からの指示に従い、初動体制のもとに各業務にあたるように指示する。 ○所管の教育委員会へ随時状況を報告する。
副本部長 (教 頭)	<ul style="list-style-type: none"> ○全職員に対して、災害に備えた体制整備と共通理解を図る。 ○保護者、地域に対しての窓口となり、周知を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○本部長を補佐し、教職員が迅速、適切に活動が行えるように連絡調整する。 ○関係機関、報道関係の窓口となる。
避難誘導係 (学年主任)	<ul style="list-style-type: none"> ○屋内退避 学校での屋内退避では、退避場所への誘導、指導内容の周知徹底を図る。 ○避 難 避難時、町等が手配した車両に生徒等が安全に乗車できるよう誘導、乗降指導の周知徹底を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ○屋内退避 教室へ速やかに退避させる。(窓、カーテン、を閉める。換気扇を止める。) ○避 難 屋内に退避させた後、指定された避難所に避難誘導する。(手配された車両等により)
情報連絡係 (教務主任等)	<ul style="list-style-type: none"> ○情報を迅速かつ的確に伝えることができるように連絡網を作成する。(メール配信を含む) ○情報の入手方法を確認する。(各ホームページ等) 	<ul style="list-style-type: none"> ○避難状況等について保護者の問い合わせに対応する。 ○避難している生徒等に必要な情報を提供する。
救護・衛生係 (保健主事・ 養護教諭)	<ul style="list-style-type: none"> ○救急用品の確保及び救護体制を整備する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒等、教職員に対する的確な救護、応急措置及び健康観察を行う。 ○救急的に医療行為の必要性が生じた場合は、災害対策本部に連絡し指示を受ける。
給食・物資係 (給食主任)	<ul style="list-style-type: none"> ○物資の保管場所を事前に確認しておく。 ○災害時の物資について常備するものを町担当課と確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○町災害対策本部と連携し、必要な物資の確保と適切な配給を行う。
防災主任	<ul style="list-style-type: none"> ○学校原子力防災計画を作成する。 ○原子力安全に関する学習プログラムを作成する。 	<ul style="list-style-type: none"> ○本部長の指示のもと、教職員間、町災害対策本部との連絡調整を行う。

(6) 場面に応じた災害への対応 (教職員)

場 面	災 害 対 応 策
授 業 中	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒が在校中(授業中・休み時間・放課後)に原子力災害が発生した場合の避難・屋内退避の体制を整備しておく。
登 下 校 中	<ul style="list-style-type: none"> ○防災無線や町の広報車などの放送等をしっかり聞いて指示に従うように、生徒及び保護者に対し、事前に周知徹底を図っておく。
校外活動中	<ul style="list-style-type: none"> ○原子力施設のある地域での校外学習中の活動時に原子力災害が発生した場合は、施設管理者、当該市町村災害対策本部の指示に従って、生徒の安全を確保する体制を整えておく。
休 業 中 (夜間・休日)	<ul style="list-style-type: none"> ○自宅にいた時に災害が発生した場合は、可能な限り避難所へ向かい、生徒の所在を確認する。(教職員の自宅が屋内退避対象区域でない場合)

(7) 情報連絡体制



○原子力事業所における事故により、環境への基準以上の放射線物質など異常な事象が発生した場合は、事故発生事業者の防災管理者は、直ちに原子力災害対策特別措置法第10条1項の規程に基づき、知事・所在市町村長等の関係機関に通知する。

(オフサイトセンターは、災害時に国、県、市町村、原子力事業者等が集まり、災害対策を行う拠点施設)

○原子力災害発生時には、原子力災害合同対策会議を設置し、情報共有、意思統一を図り、迅速・的確に緊急事態応急対策を検討・協議・決定する。

○町が定めた避難計画等により、事故レベル、風向きなども考慮して避難措置を行う。

○オフサイトセンターから受けた情報は、あらゆる広報手段で地域住民に伝える。

○学校独自の判断で対応せずに町災害対策本部の指示に従って行動する。

○学校において緊急的な医療行為等の対応が生じた場合は、町災害対策本部に連絡し、その指示を受ける。

退避

町災害対策本部からの指示により、町が準備した車両によって、放射線被曝を低減できる指定された避難場所へ移動することがよい。(町との確認)

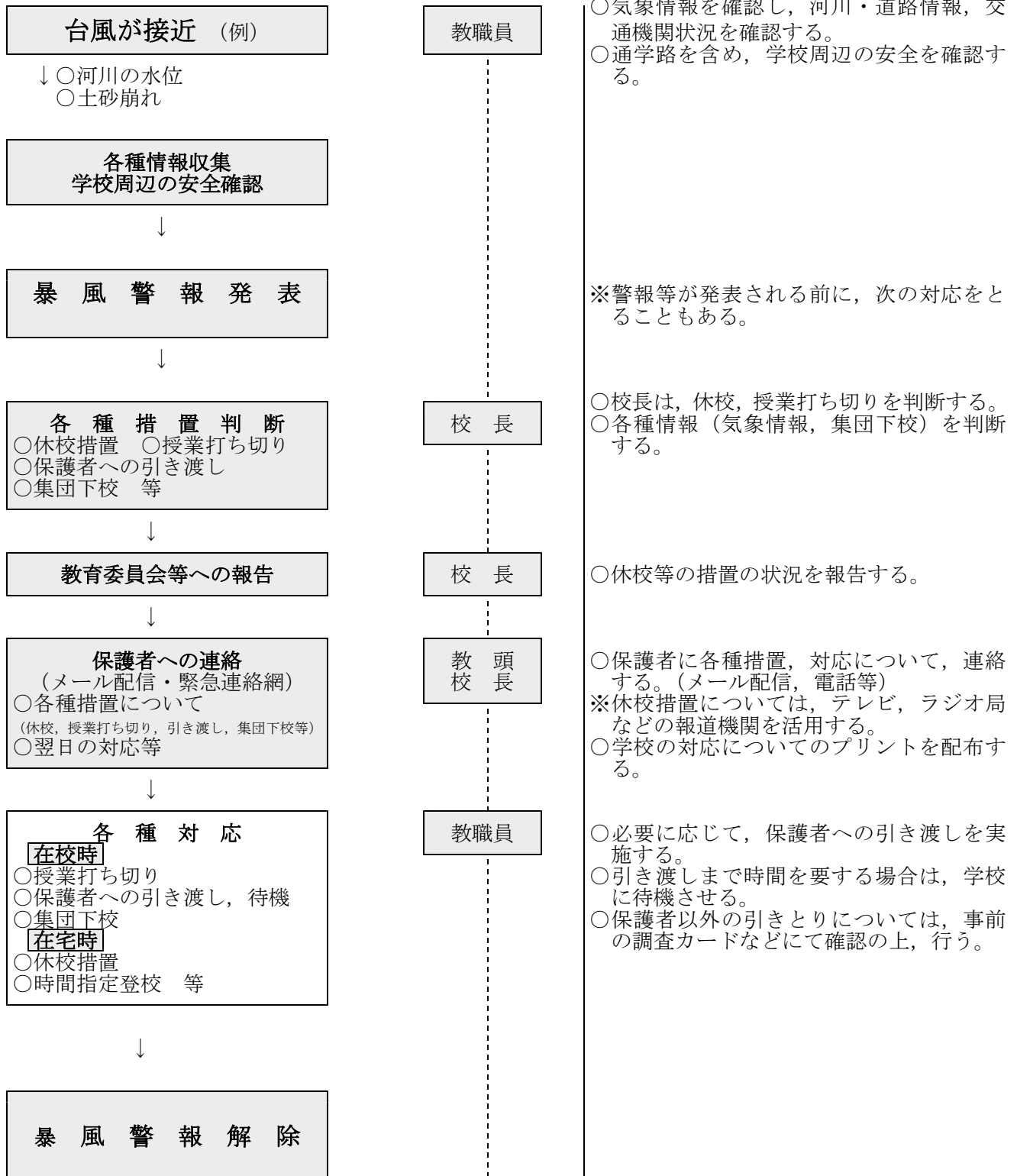
屋内避難

町災害対策本部からの指示により、教室等の屋内退避することにより、放射線の防護を図ることができる。学校では、屋内退避の指示が発令された場合は生徒を速やかに教室などに退避させ、窓、カーテンを閉めるなど次の指示がでるまで教室等で待機させる。

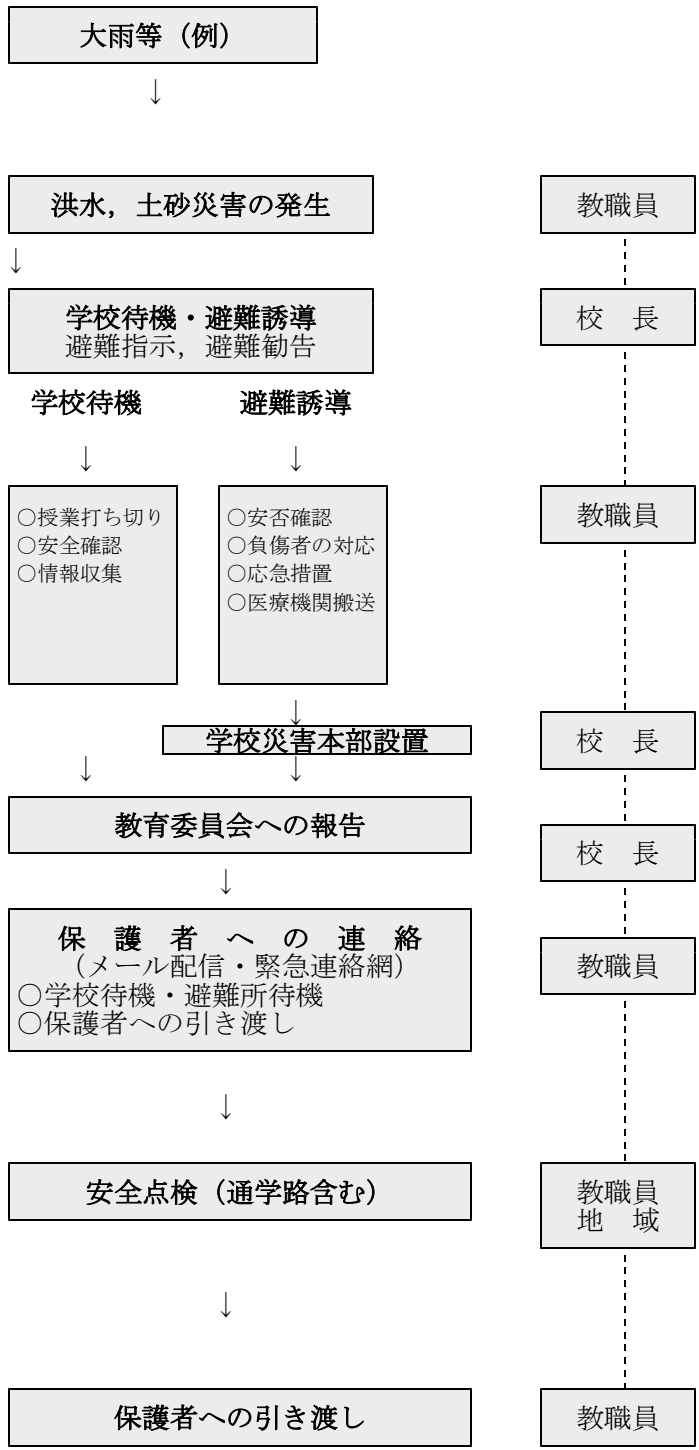
Ⅲ-2 風水害が想定される場合の対応（暴風，大雨，洪水警報・注意報などが発令）

風水害等の自然災害から身を守るためには、気象情報、河川・道路情報、避難勧告の発令などの情報を確認し、通学路を含めた周辺の状況を確認するなどの対応が求められる。災害が発生した場合は、生徒などの緊急下校や避難の措置をとる。緊急下校の際は、通学路の安全を確認し、保護者と連絡をとるなど、下校時刻、方法を的確に判断することが大切である。

(1) 暴風警報発表の対応（災害発生前）



(2) 災害時発生時の対応 (在校時の発生)



- 気象情報, 河川・道路情報を確認する。
- 学校や通学路を含めた周辺の状況を監視する。

- ・ 学校の校庭側が地滑りの危険性がある。
- ・ 地域の低い場所が浸水している。

- 避難勧告が発令された場合は, 安全な場所に避難誘導する。
- 適切に避難経路を指示した上で, 教職員が先導する。
- 悪天候での避難誘導も想定し, 移動手段を確認する。(バス, 保護者の車等)

- 避難場所に集合後, 点呼をとる。
- 負傷者の有無の確認後, 必要に応じて応急措置, 医療機関の搬送等を行う。

- 本部長 (校長) の指示のもと各班の役割に従い, 行動する。

- 生徒の安否, 被害状況, 休校措置等を報告する。

- 町防災担当課, 関係機関と連携を図り, 救援依頼をする。

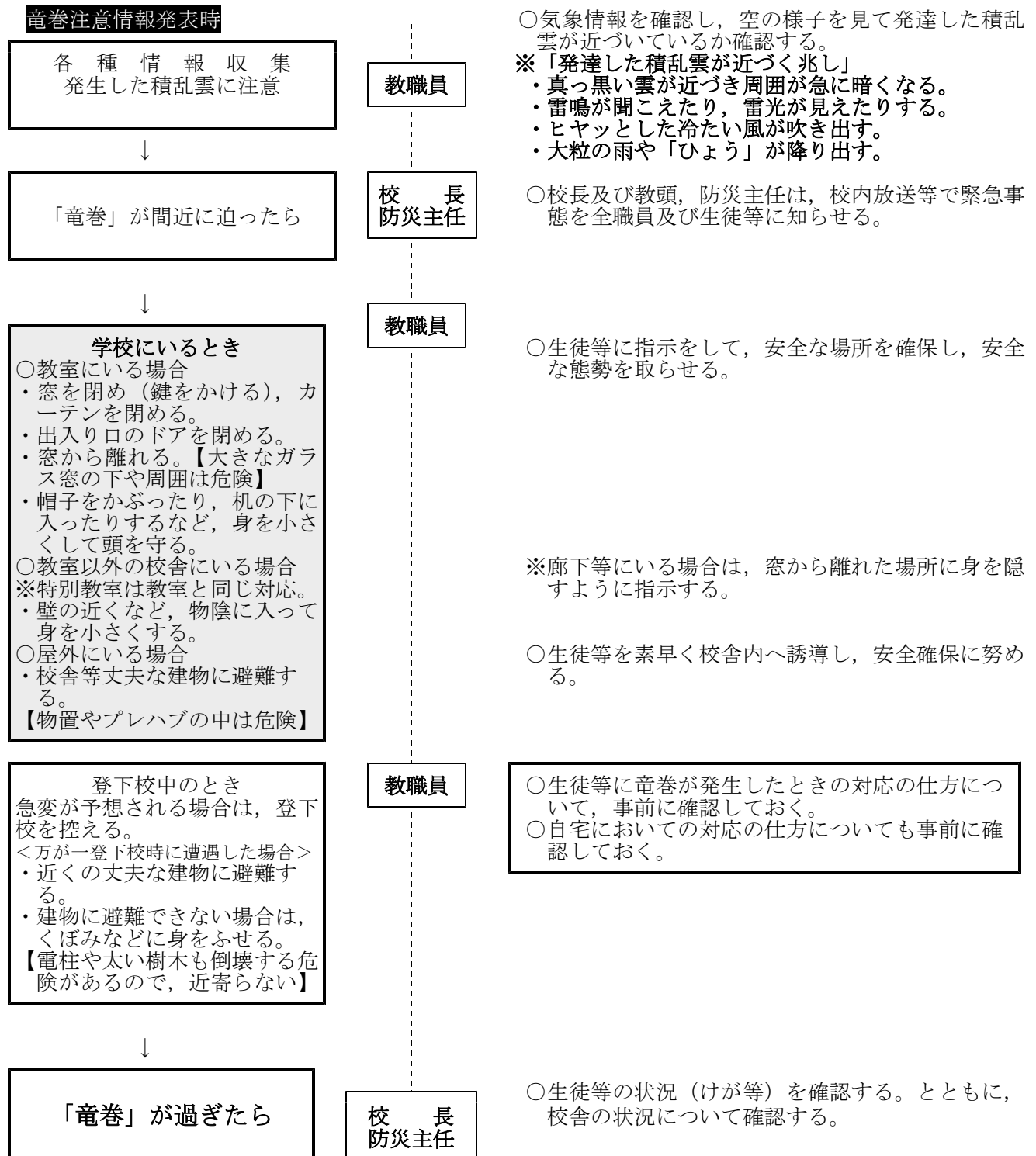
- 保護者に各種措置, 対応について, 連絡する。(メール配信, 電話等)
- 地域毎の連絡網を活用する。

- 地域と連携し, 通学路を含めた周辺の安全を確認する。

- 保護者への引き渡しを実施する。
- 引き渡しまで時間を要する場合は, 学校に待機させる。

Ⅲ-3 突風・竜巻が想定される場合の対応

(1) 竜巻注意情報等発表時及び発生時・発生後の対応（災害発生前～発生時～発生後）



Ⅲ-4 不審者侵入に対する対応

1 日常の安全確保

(1) 教職員の共通理解と校内体制

- ① 安全確保に関する具体的な対応や教職員の役割分担を安全管理のマニュアル等で確認し、安全管理に対する校内体制を全職員で周知する。
- ② 日ごろから不審者侵入事件などを職員会議等で取り上げ、教職員間で情報交換、意見交換を行うなどにより共通理解を深めるとともに、適切な対応策について検討する。

(2) 始業前から放課後までの安全確保の体制

- ① 始業前や放課後における安全確保のため、教頭や日直等が校内を巡視したり、教科担任等が学習環境整備に当たるなど、それぞれの役割分担にしたがい生徒や校内の状況の把握に努める。
- ② 授業中、昼休み、休憩時間等における安全確保のため、授業の空き時間の教員や学年ごとの役割分担等により校内巡視を行う。

(3) 不審者の確認

- ① 立て札や看板等により、校内立ち入りの案内・指示を行うとともに、入口や職員室への順路等を明示しておく。
- ② 登下校時以外は校門や昇降口を閉めるなど、敷地や校内への入口等を管理可能なものに制限する。
- ③ 普段見かけない関係者以外と思われる来訪者には、氏名・用件を聞いたり、持ち物、言動等をチェックし、不審者かどうかを識別し、立ち入りの正当な理由がない場合は退去を求めるなどの対応を行う。その際に、教職員は名札の着用により職員としての身分を明らかにしておく。

(4) 緊急時に備えた指導や訓練

- ① 校内における注意を払うべき場所を点検し、生徒に注意を喚起するなどの安全教育を計画的に設定する。
- ② 不審者侵入など緊急時におけるとっさの行動や安全に避難する方法等について、避難訓練の実施などにより、指導しておく。

(5) 不審者情報に係る関係機関等との連携

- ① 日ごろから生徒指導主事、教頭等が学警連の会議やPTA役員会等をとおり、警察等の関係機関、PTAや地域住民等と連携して、状況を速やかに把握できる体制を整えておく。
- ② 教頭を窓口として、近隣する学校等との情報を速やかに提供しあう体制を整えておく。

(6) 学校施設における安全管理

- ① 学校内における安全確保のために、校門、フェンス、外灯、校舎の窓・出入り口等の破損、鍵の状況をお点検し、補修しておく。
- ② 緊急時の連絡・通報が正常に行えるように、放送機器や警備会社との連絡システムの作動状況を点検や警備会社等との連絡体制の確認に努める。
- ③ 危害を加える恐れのある者が侵入した場合、一時的に隔離しておく場所を確保しておく。
- ④ 月ごとの安全点検や日ごろの巡視等をとおして、死角の原因となる立木等の障害物や周囲からの侵入の可能性についてチェックしておく。

2 緊急時の安全確保

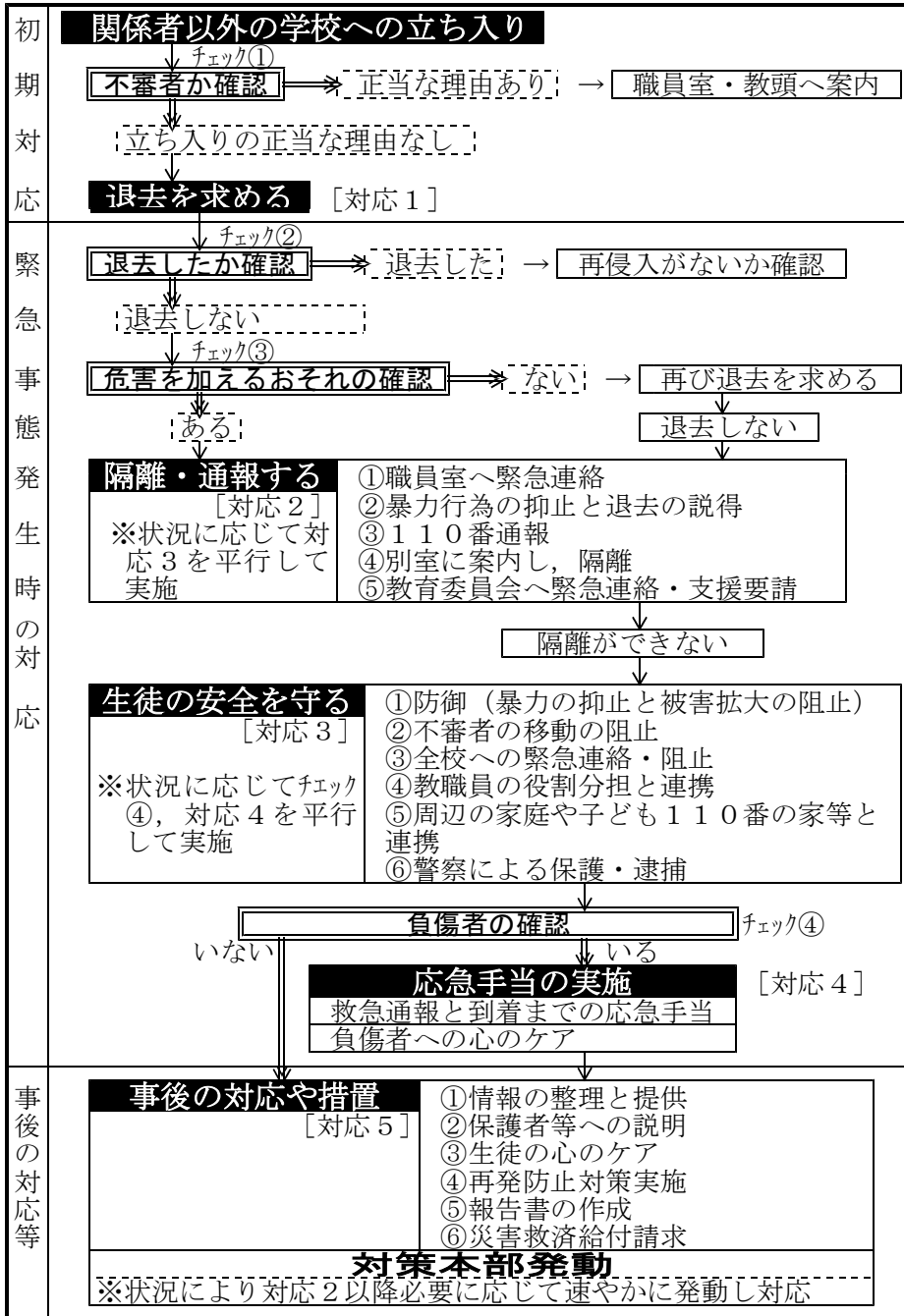
(1) 不審者情報がある場合の安全確保

- ① 不審者情報が入った場合には、教頭・生徒指導主事等が速やかに警察に通報し、警察官による学校周辺や通学路等のパトロールを要請するなどして、生徒の安全確保を図る。教頭等が不在時は学年主任等が適宜当たる。
- ② PTA役員会、学校評議員会等をとおり、PTAや「子ども110番」、地域住民等と連携して、学校内外の巡回や不審者の行動の情報提供等の協力が得られる体制を整えておく。

(2) 学校への不審者の侵入時における安全管理

- ① 不審者が学校内に侵入した場合には、不審者への対応、緊急事態発生時の校内への周知、関係機関への通報、避難誘導、応急手当、保護者への連絡等を別紙の学校への不審者侵入時の危機管理マニュアルの要領にしたがい、組織的に迅速、的確に行う。
- ② 緊急対応後、速やかに対策本部を発動し、情報の整理と提供、保護者への説明、生徒の心のケア等をおこなう体制を整える。(本部は職員室、校長室)

不審者侵入時の対応マニュアル



- 緊急連絡先**
 (110, 119以外)
- 利府交番 356-2110
 - 生活安全課 362-4141
 - 利府消防署 356-2251
 - 教育委員会 767-2124
 - 管理学校医 356-6757
 - PTA会長 356-1611
- 教職員の役割分担**
- 全体指揮・外部対応 校長, 教頭
 - 不審者対応 (必ず複数で対応する) 発見者, 生徒指導主事
 - 全校への緊急連絡 教務, 職員室内職員
 - 避難誘導 学年主任, 授業者
 - 安否確認 教頭, 教務, 学年主任
 - 応急手当等 養護教諭, 保健主事
- 緊急事態発生時の連絡方法**
- 不審者侵入の校内放送 「グランディから緊急連絡が入りました」
 - 教室内で待機の放送 「グランディから連絡あるまで、教室で待機してください」
 - 避難開始の校内放送 「グランディへの移動を始めてください」

IV 緊急連絡カード

<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> 緊急連絡カード 利府町立しらかし台中学校 </div>					
年 組 番	生徒氏名				
地区：	保護者名				
現住所	〒				
緊急連絡先	自宅Tel { } 携帯Tel { }		自宅以外の連絡先 (住所・Tel) 本人との関係		
在学の兄弟等	年 組	年 組			
緊急時の引受人 (生徒を迎えに来る人, 保護者以外の人も含む)					
	引受人氏名	Tel番号	本人との関係	署名	備考
1					
2					
3					
担当教職員	※				
引き渡し日時	※ 平成 年 月 日 ()				
引き渡し日時					
特記事項					

避難確認カード

利府町立しらかし台中学校 避難確認カード		学校用
年 組 番 氏名		
避難場所		
自宅にいるとき (家族と一緒に)	→	
登下校途中	→	場所① _____ 場所② _____
緊急時の連絡方法	→	緊急連絡先 (勤務先) { } 本人との関係 { } 携帯電話等 { }

避難確認カード

利府町立しらかし台中学校		避難確認カード		家庭用
年	組	番	氏名	
避難場所				
自宅にいるとき（家族と一緒に）	→			
登下校途中	→	場所①	場所②	
緊急時の連絡方法	→	緊急連絡先（勤務先）〔 〕 本人との関係〔 〕 携帯電話等〔 〕		

V 資料

(1) 津波警報・津波注意報・津波情報

情報の種類		解 説
緊急地震速報(警報)		震源地に近い観測点でとらえた地震波を解析し、その地震により震度5弱以上が推定された場合、その地域及び震度4が推定された地域を強い揺れが到達する前にお知らせします。なお、地震の震源が近い時は情報が間に合わない場合もある。
震度速報		震度3以上の大きい揺れを伴う地震の発生を知らせる情報です。震度3以上を観測した地域名(〇〇・〇〇県は36地域に分割)とその震度をお知らせします。この情報は、防災の初動対応をとるための情報で、地震発生後約1分30秒で発表します。テレビ、ラジオ等でも速報されます。
津波警報 津波注意報		津波により災害が発生するおそれがある地域(〇〇・〇〇県では16に区分した津波予報区)に対し、予想される津波の高さに応じて「大津波」「津波」の津波警報、または津波注意報を発表します。 日本近海で発生する津波については、地震発生後約3分を目標に発表します。また、規模の大きな地震については、緊急地震速報の技術を用いて地震発生後2分程度で発表します。
津波情報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	津波警報・津波注意報に引き続き、地震発生後5分程度を目標に、各津波予報区の津波の到達予想時刻(10分単位(遠地地震については30分単位))、地震の震源要素(発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模(マグニチュード))、震央地名を発表します。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	津波警報・津波注意報を発表している津波予報区にある津波観測点の満潮時刻(1分単位)と津波予想時刻(10分単位、遠地地震については30分単位)、地震の震源要素(発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模(マグニチュード))、震央地名を発表します。
	津波観測に関する情報	津波観測点における津波の観測状況(各津波観測点における第一波の到達時刻、初動方向および振幅並びに最大の高さとその出現時刻)を適宜とりまとめて発表します。
	津波に関するその他の情報	津波による被害の心配はないが、若干の海面変動が予想される場合に津波予報区とその継続時間を「津波予報」として発表する。
地震情報	震源に関する情報	震源速報が発表された後、津波による被害の心配のないことが速やかに判明したとき、地震の震源要素(発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模(マグニチュード))、震央地名、及び「津波の心配なし」または「若干の海面変動があるかもしれないが、被害の心配なし」を付加して、地震発生後2～5分程度で発表する。この情報は、大きな揺れ(震度3以上)があるが、津波による被害の心配はない時に、防災機関の防災対応(即時対応)に資するために提供するものです。津波警報・津波注意報を発表した時には、この情報は発表されません。
	震源・震度に関する情報	最大震度3以上が観測されたときに発表する情報です。地震の震源要素(発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模(マグニチュード))、震央地名、震度3以上が観測された地域名と大きな揺れが観測された市町村名を地震発生から5～10分程度で発表します。震度5弱以上になった可能性がある市町村の震度データが得られないとき、その事実を含めて発表します。「津波なし」の場合はその旨を付加した津波予報を含めて発表します。
各地の震度に関する情報		最大震度1以上が観測された時に発表する情報です。地震の震源要素(発生時刻、緯度・経度、深さ、地震の規模(マグニチュード))、震央地名、観測点ごとの震度からなる情報です。震度5弱以上になった可能性がある震度観測点の震度データが得られていないとき、その事実も含めて発表します。「津波なし」の場合はその旨を付加した津波予報を含めて発表します。
地震回数に関する情報		地震が多発した場合、震度1以上を観測した地震回数を発表します。
地震の活動状況に関する情報		気象庁が報道発表を行ったとき、その内容を発表します。

(2) 津波警報・注意報等の解説

		解 説	発表される津波の高さ
津波警報・津波注意報			
津波警報	大津波	高いところで3m程度以上の津波が予想されるときに発表します。家屋の倒壊など、人命に関わる被害が発生するおそれがあります。	3m, 4m, 6m, 8m, 10m以上
	津波	高いところで2m程度の津波が予想されるときに発表します。漁船の流失や家屋の浸水などの被害が発生するおそれがあります。	1m, 2m
津波注意報		高い所で0.5m程度の津波が予想されるときに発表します。満潮時刻と重なると、湾の奥など津波が高くなりやすい場所では、浸水などの被害が発生するおそれがあります。	
津波予報		津波の心配がない場合や、津波による被害の心配がないものの、若干の海面変動が予想される場合に発表します。	

(3) 緊急地震速報について

緊急地震速報とは、地震発生直後に地震の震源に近い観測点でとらえた地震波形から震源、地震の規模（マグニチュード）、震度を解析し、地震による強い揺れが迫っていることを伝える地震情報です。

地震の揺れは震源から波紋のように波（地震波）として伝わっていきます。この地震には、主に2種類あり、最初に秒速約7kmで伝播するP波（初期微動）、続いて秒速約4kmで伝播し、強い揺れをもたらすS波（主要動）が伝わってきます。

緊急地震速報は、日本全国に配置された地震計（気象庁の約200箇所、独立行政法人防災科学技術研究所の約800箇所）の中で、地震の震源に近い地震観測点で得られたP波を分析し、秒単位という短時間に震源、地震の規模および各地の震度を測定し、被害を及ぼすおそれがある主要動が到達する前に知らせる地震情報です。

緊急地震速報（警報）は、検知した地震波の解析により震度5弱以上の強い揺れが推定された場合に発表し、その内容は震度4以上の揺れが推定された地域名です。発表はテレビ・ラジオを通じて行いますが、この他電話回線、衛生通信等の様々伝達手段を利用して行います。緊急地震速報は活用して主要動が到達する前に身の安全を図り、あるいは企業の事業継続等のための適切な対策をとることができれば、地震被害の大幅な防止・軽減が期待される。

ただし、緊急地震速報には、①震源に近い地域では、緊急地震速報が強い揺れに間に合わない。

②予測する震度は±1段階程度の誤差を含んでいる。

③警報を速いタイミングで発表できない場合があるなどの限界がある。

緊急地震速報を有効に利用するためには、情報の有効性や限界など理解しておくと同時に、日頃から短時間に退避行動が行うことができるように訓練をしておく必要があります。

(5) 災害伝言ダイヤルの利用方法

大災害が発生した場合には、安否確認、問い合わせ等の電話が殺到することで、電話回線が混乱し、つながりにくい状況になります。伝言ダイヤルは、被災地エリアで使用できるサービスで、電話番号をメールボックスにして、安否などの情報を音声によって登録・確認できるサービスとして活用できます。

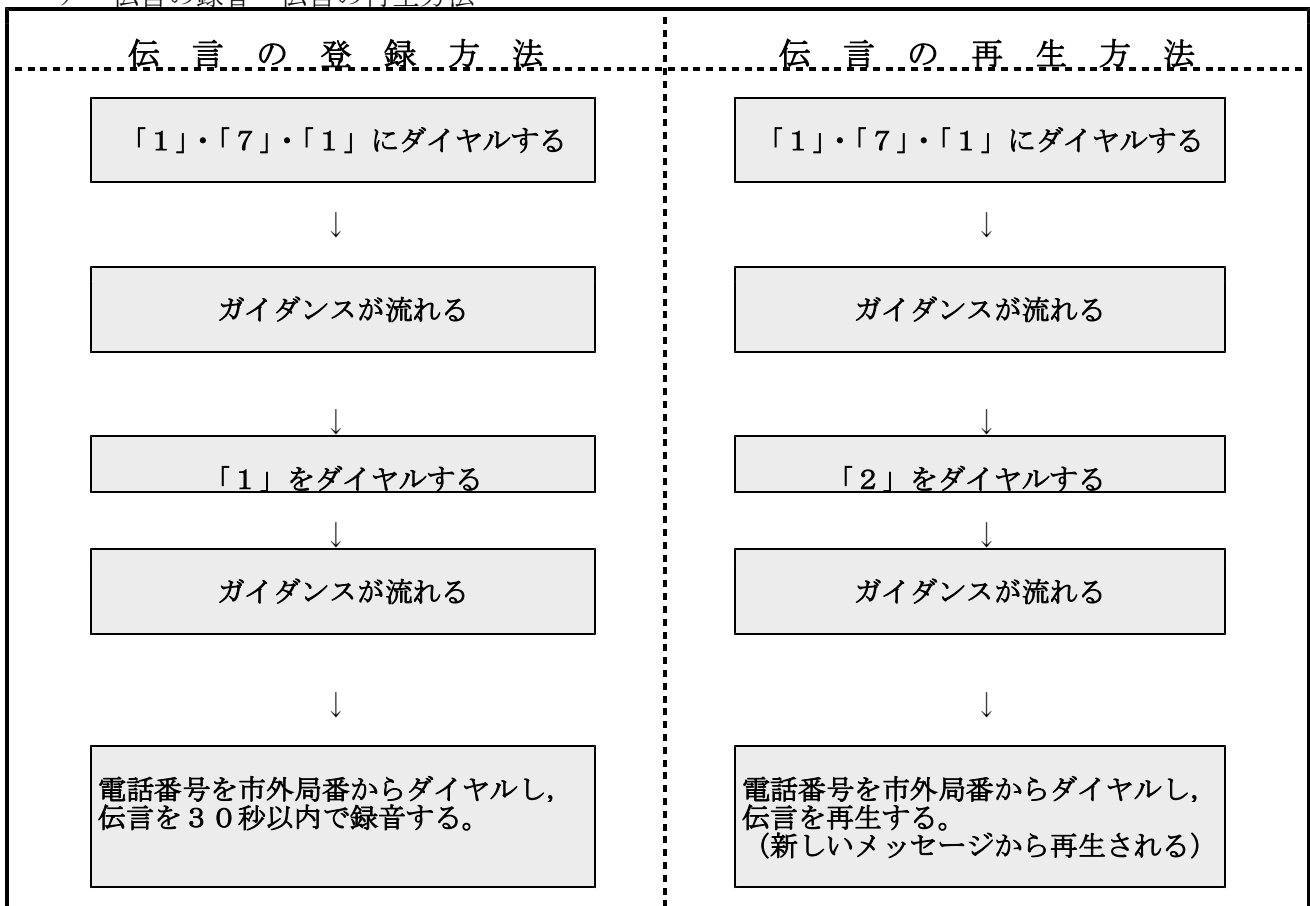
①エリアの決定

震度6弱以上の地震発生等にテレビやラジオ等でNTTが「177（災害伝言ダイヤル）」を設置したことや、利用方法・伝達登録エリアを都道府県単位で知らされます。

②利用方法

一般電話、公衆電話、携帯電話、スマートフォン、PHSから利用できます。

ア 伝言の録音・伝言の再生方法



【資料】利府町災害対策警戒配備要領（平成8年4月1日告示）

改正平成14年4月1日告示

1 趣旨

この要領は、利府町災害対策本部活動要領第8条2項の規定に基づき、災害対策本部設置前における警戒配備について必要な事項を定めるものとする。

2 警戒配備体制

(1) 警戒配備

異常気象及び地震などその他の原因により、災害に対する警戒が必要であると総務課長が認めた場合は、おおむね次の基準による配備につき、気象、水防等の情報収集及びその通報に当たるものとする。

配備基準	配備内容
1 大雨、洪水、津波等の注意報・警報が発令され、災害の発生が予想されるとき。 2 その他特に総務課長が必要と認めたとき。	特に関係のある課等が所要の人員で災害に関する情報収集及び連絡活動が円滑に行い得る態勢とする。

(2) 特別警戒配備

異常気象及び地震等その他の原因により、災害に対する警戒を強化する必要があると町長が認めた場合は、警戒本部を設けて、おおむね次ぎの基準による配備につき、災害応急対策の実施に当たるものとする。

配備基準	配備内容
1 大雨、洪水、津波等の警戒が発令され、広範囲にわたる災害の発生が予想されるとき、又は小規模な災害が発生し始めたとき。 2 地震等により広範囲にわたり災害の発生が予想されるとき。 3 その他特に町長が必要と認めたとき。	災害応急対策に関係ある部（班）の所要人員で、災害情報の収集連絡活動及び応急対策を実施し、状況により、災害対策本部職員の非常配備基準、第1号配備に移行できる体制

(3) 災害応急対策本部における非常配備に関する一般基準

種別	配備時期	配備内容
第1号配備 (警戒)	①暴風、大雨、洪水、津波、大雪等の警報が発令され、相当規模の災害発生のおそれがあるとき。 ②その他、特に本部長が必要と認めたとき。	災害応急対策に関係ある部（班）の所要人員により、災害情報の収集、連絡活動及び応急対策を実施し、状況により、第2号配備に移行できる態勢とする。 消防班 関係分団員の招集 出動警戒
第2号配備 (非常体制)	①台規模な災害が発生し、被害が町全域に及び、又は及ぶおそれがあるとき。 ②局地的に甚大な災害が発生し、被害が広範な地域に及び、又はそのおそれがあるとき。 ③その他、本部長が必要と認めたとき。	災害対策に従事することができる全職員を配備し、組織の総力をあげて活動する態勢とする。 消防班 全団員の招集 災害対策に従事

3 警戒本部の組織

警戒本部の組織は、次のとおりとする。

職名	充当職	職務	備考
本部長	町長	警戒本部の総括	
副本部長	助収入役	本部長を補佐し本部長に事故あるときは、その職務を代理する。	
本部員	企画総務課長 財務課長 生活環境課長 保健福祉課長 地域整備課長 秘書対策室 水道事業所長 教育長 教育課長 消防団長		

事務局長	生活環境課長	本部長の指示をうけ被害状況、災害応急対策実施状況等の情報収集整理、その他災害対策実施に必要な事務を処理する。	
事務局職員	生活環境課職員	事務局長の指示をうけ災害対策に関する事務を処理する。	
その他の職員	関係課配備職員 消防団員	災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策に関する事務を処理する。	

4 警戒本部の設置

事務局長は、警戒本部が設置されたときは、直ちにその旨を本部員に伝達するとともに、宮城県消防防災課及び宮城県仙台地方県事務所へ報告するものとする。

5 災害対策連絡会議の開催

本部長は、警戒本部が設置された場合、必要に応じて、災害対策に関する事項を協議するため災害対策連絡会議を開催する。

6 被害状況の報告

- (1) 本部員は、それぞれの所管する被害状況等を事務局長に報告するものとする。
- (2) 事務局長は、本部員からの被害状況を取りまとめ本部長に報告するとともに、本部員に通報するものとする。

7 警戒配備体制の解除

(1) 警戒配備

総務課長は、災害の危険が解消したと認められるときは、警戒配備を解くものとする。

(2) 特別警戒配備

町長は、災害の危険が解消し、若しくは災害に対する応急対策が完了したと認められるとき、又は災害対策本部が設置されたときは、特別警戒本部を廃止するものとする。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、平成14年4月1日から施行する。

警戒配備編成区分

責任者 生活環境課長	招 集 基 準	
	総務部	総務班
	民生部	産業班
	建設部	建設班

特別警戒配備編成区分

本部長 副本部長 本部員	町長	招 集 基 準	
	助役		
	収入役		
	企画総務課長		
	財政課長		
	生活環境課長		
	保健福祉課長		
	地域整備課長		
	秘書対策室長		
	水道事業所長		
	教育長		
	教育課長		
	消防団長		
	消防団員		

第1節 防災活動体制

大規模地震災害が発生した場合、町内の広い範囲で町民の生命、財産に被害を及ぼすおそれがある。このため、町、防災関係機関は、大規模な地震を覚知したならば一刻も早い初動体制を確立し、情報の収集、応急対策等を実施することが重要である。

職員行動マニュアルに基づき配備体制を敷き、防災活動を行う。

■実施機関及び担当業務

全職員	・配備にあわせた動員及び参集
防災安全班	・配備の実施に関する事務 ・災害対策本部設置及び廃止の事務 ・関係機関との連絡調整 ・消防団の動員 ・地区連絡員の派遣
塩釜地区消防事務組合 消防本部	・消防職員の動員

第1 配備体制

町内で震度5強以上の地震を観測した場合又は相当規模以上の災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合、災害対策本部を設置し、非常配備体制を敷くものとする。また、災害対策本部設置に至らない場合であっても、特別警戒配備体制を敷くものとする。各配備体制の基準は次のとおりである。

特別警戒配備（2号）が発令され被害状況を迅速に把握する必要がある場合は、地区に連絡員を配置する体制を実施する。

1 警戒配備（0号）

県に津波注意報「津波注意」が発表され、災害の発生が予想され、その他に防災安全班長が必要と認めるときは、警戒配備体制を敷く。

2 特別警戒配備（1号）

町内で震度4の地震が観測された場合、または県に津波警報「津波」が発表されたとき、もしくはその他に生活環境課長が必要と認めるときは、「災害対策警戒本部要領」に基づき、警戒本部を設置し、特別警戒配備（1号）体制を敷く。

3 特別警戒配備（2号）

町内で震度5弱の地震が観測された場合、または県に津波警報「大津波警報」が発表されたとき、もしくはその他に助役が必要と認めるときは、「災害対策警戒本部要領」に基づき、特別警戒本部を設置し、特別警戒配備（2号）体制を敷く。

4 非常配備（3号）

町内で震度5強以上の地震が観測された場合、その他災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合で被害が甚大と予想される場合、もしくはその他に町長が必要と認めるときは、「災害対策本部運営要綱」に基づき、災害対策本部を設置し、非常配備体制を敷く。

■配備の基準・内容

区分	配備基準	配備内容	本部体制	会議構成	備考
警戒配備 0号	・宮城県内に津波注意報「津波」が発表されたとき。 ・その他特に防災安全班長が必要と認めるとき。	特に関係のある課（所）の所要人員で、災害に関する情報の収集及び連絡活動が円滑に行える体制とする。	警戒準備	各課配備担当職員	・休日及び勤務時間外における配備体制については、課（室・局・所）長が災害の態様等を勘案の上、その内容を決める。
特別警戒配備	・宮城県に津波警報「津波」が発表されたとき。 ・町内で震度4の地震が観測されたとき。 ・その他特に生活環境課長が必要と認めるとき。	関係課（室・局・所）長及び関係課（所）の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により特別警戒本部の設置に移行できる体制とする。	警戒本部（本部長：生活環境課長）	関係課（室・局・所）長、配備担当職員	・災害応急対策が概ね完了し、災害復旧について協議する必要があると認める場合は、災害復旧本部または災害応急対策連絡会議に移行する。
	・宮城県に津波警報「大津波」が発表されたとき。 ・庁内で震度5弱の地震が観測されたとき。 ・その他特に助役が必要と認めるとき。	関係課（室・局・所）長及び関係課の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により災害対策本部の設置に移行できる体制とする。	特別警戒本部（本部長：助役）	関係課（室・局・所）長、配備担当職員	・津波及び地震については、警報の発表または地震の観測をもって自動設置するので、設置するので、設置についての伝達は行わないものとする。また、廃止については、自動設置いかんに関わらず、本部からの指示により各防災関係機関に伝達するものとする。
	・町内で震度5強以上の地震が観測されたとき。 ・その災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合で被害が甚大と予想される場合 ・その他特に町長が必要と認めるとき	組織の全力を挙げて応急対策を実施するため、災害応急対策に従事することが出来る全職員	災害対策本部（本部長：町長）	本部員（本部会議）	・特別警戒配備（2号）が発令された被害状況を迅速に把握する必要がある場合は、地区連絡員を各地区に派遣する。